

1 子供の貧困の状況

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第7条に基づき、子供の貧困の状況を公表するもの。

(参照条文)

第7条 政府は、毎年1回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。

1. 教育の支援

指標	前大綱策定時	現大綱策定時	前回は	直近値
生活保護世帯に属する子供の 高等学校等進学率	90.8% (平成25年4月1日現在)	93.7% (平成30年4月1日現在)	94.0% (平成31年4月1日現在)	93.7% (令和2年4月1日現在)
生活保護世帯に属する子供の 高等学校等中退率	5.3% (平成25年4月1日現在)	4.1% (平成30年4月1日現在)	4.3% (平成31年4月1日現在)	4.1% (令和2年4月1日現在)
生活保護世帯に属する子供の 大学等進学率	32.9% (平成25年4月1日現在)	36.0% (平成30年4月1日現在)	36.4% (平成31年4月1日現在)	37.3% (令和2年4月1日現在)
児童養護施設の子供の進学率 (中学校卒業後)	96.6% (平成26年5月1日現在)	95.8% (平成30年5月1日現在)	96.2% (令和元年5月1日現在)	96.4% (令和2年5月1日現在)
児童養護施設の子供の進学率 (高等学校卒業後)	22.6% (平成26年5月1日現在)	30.8% (平成30年5月1日現在)	28.3% (令和元年5月1日現在)	33.0% (令和2年5月1日現在)
ひとり親家庭の子供の就園率 (保育所・幼稚園等)	72.3% (平成23年度)	81.7% (平成28年11月1日現在)	81.7% (平成28年11月1日現在)	81.7% (平成28年11月1日現在)
ひとり親家庭の子供の進学率 (中学校卒業後)	93.9% (平成23年度)	95.9% (平成28年11月1日現在)	95.9% (平成28年11月1日現在)	95.9% (平成28年11月1日現在)
ひとり親家庭の子供の進学率 (高等学校卒業後)	41.6% (平成23年度)	58.5% (平成28年11月1日現在)	58.5% (平成28年11月1日現在)	58.5% (平成28年11月1日現在)
全世帯の子供の高等学校中退率		1.4% (平成30年度)	1.4% (平成30年度)	1.3% (令和元年度)
全世帯の子供の高等学校中退者数		48,594人 (平成30年度)	48,594人 (平成30年度)	42,882人 (令和元年度)

1 子供の貧困の状況

指標	前大綱策定時	現大綱策定時	前回値	直近値
スクールソーシャルワーカーによる 対応実績のある学校の割合(小学校)		50.9% (平成30年度)	50.9% (平成30年度)	54.2% (令和元年度)
スクールソーシャルワーカーによる 対応実績のある学校の割合(中学校)		58.4% (平成30年度)	58.4% (平成30年度)	59.7% (令和元年度)
スクールカウンセラーの配置率(小学校)	37.6% (平成24年度)	67.6% (平成30年度)	67.6% (平成30年度)	84.7% (令和元年度)
スクールカウンセラーの配置率(中学校)	82.4% (平成24年度)	89.0% (平成30年度)	89.0% (平成30年度)	91.1% (令和元年度)
就学援助制度に関する周知状況 (入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制 度の書類を配布している市町村の割合)(※1)		65.6% (平成29年度)	69.4% (平成30年度)	78.7% (令和2年度)
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状 況(小学校)		47.2% (平成30年度)	73.7% (令和元年度)	82.3% (令和2年度)
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状 況(中学校)		56.8% (平成30年度)	78.9% (令和元年度)	83.8% (令和2年度)

(※1)大綱に掲げる「別添 子供の貧困に関する指標」においては、「入学時に学校で就学援助制度の書類を配布している」と回答し、かつ「毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している」と回答した市町村の割合から当該指標値を測ることとしている。文部科学省においては、入学前支給の実施が進んでいる実態を踏まえ、令和元年度調査より、入学時の就学援助制度の周知状況を測る調査項目に「就学時健康診断に際する周知」と「入学説明会に際する周知」を追加しており、令和2年度値には当該調査結果が反映されている。

1 子供の貧困の状況

指標		前大綱策定時	現大綱策定時	前回値	直近値
高等教育の修学支援新制度の利用者数(※2)	大学				19.9万人 (令和2年度)
	短期大学				1.4万人 (令和2年度)
	高等専門学校				0.3万人 (令和2年度)
	専門学校				5.5万人 (令和2年度)

(※2)「高等教育の修学支援新制度」については、令和2年4月に開始。

1 子供の貧困の状況

2. 生活の安定に資するための支援

指標	前大綱策定時	現大綱策定時	前回事	直近値
電気、ガス、水道料金の未払い経験(ひとり親世帯)		電気料金 14.8% ガス料金 17.2% 水道料金 13.8% (平成29年)	電気料金 14.8% ガス料金 17.2% 水道料金 13.8% (平成29年)	電気料金 14.8% ガス料金 17.2% 水道料金 13.8% (平成29年)
電気、ガス、水道料金の未払い経験(子供がある全世帯)		電気料金 5.3% ガス料金 6.2% 水道料金 5.3% (平成29年)	電気料金 5.3% ガス料金 6.2% 水道料金 5.3% (平成29年)	電気料金 5.3% ガス料金 6.2% 水道料金 5.3% (平成29年)
食料又は衣服が買えない経験(ひとり親世帯)		食料が買えない経験 34.9% 衣服が買えない経験 39.7% (平成29年)	食料が買えない経験 34.9% 衣服が買えない経験 39.7% (平成29年)	食料が買えない経験 34.9% 衣服が買えない経験 39.7% (平成29年)
食料又は衣服が買えない経験(子供がある全世帯)		食料が買えない経験 16.9% 衣服が買えない経験 20.9% (平成29年)	食料が買えない経験 16.9% 衣服が買えない経験 20.9% (平成29年)	食料が買えない経験 16.9% 衣服が買えない経験 20.9% (平成29年)
子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合(ひとり親世帯)		重要な事柄の相談 8.9% いざという時のお金の援助 25.9% (平成29年)	重要な事柄の相談 8.9% いざという時のお金の援助 25.9% (平成29年)	重要な事柄の相談 8.9% いざという時のお金の援助 25.9% (平成29年)
子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合(等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位)		重要な事柄の相談 7.2% いざという時のお金の援助 20.4% (平成29年)	重要な事柄の相談 7.2% いざという時のお金の援助 20.4% (平成29年)	重要な事柄の相談 7.2% いざという時のお金の援助 20.4% (平成29年)

1 子供の貧困の状況

3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

指標	前大綱策定時	現大綱策定時	前回値	直近値
ひとり親家庭の親の就業率(母子世帯)		80.8% (平成27年)	80.8% (平成27年)	80.8% (平成27年)
ひとり親家庭の親の就業率(父子世帯)		88.1% (平成27年)	88.1% (平成27年)	88.1% (平成27年)
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合 (母子世帯)		44.4% (平成27年)	44.4% (平成27年)	44.4% (平成27年)
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合 (父子世帯)		69.4% (平成27年)	69.4% (平成27年)	69.4% (平成27年)

1 子供の貧困の状況

4. 経済的支援

指標		前大綱策定時	現大綱策定時	前回値	直近値
子供の貧困率	国民生活基礎調査	16.3% (平成24年)	13.9% (平成27年)	13.5% (平成30年)	13.5% (平成30年)
	全国消費実態調査		7.9% (平成26年)	7.9% (平成26年)	7.9% (平成26年)
ひとり親世帯の貧困率	国民生活基礎調査	54.6% (平成24年)	50.8% (平成27年)	48.1% (平成30年)	48.1% (平成30年)
	全国消費実態調査		47.7% (平成26年)	47.7% (平成26年)	47.7% (平成26年)
ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合(母子世帯)			42.9% (平成28年度)	42.9% (平成28年度)	42.9% (平成28年度)
ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合(父子世帯)			20.8% (平成28年度)	20.8% (平成28年度)	20.8% (平成28年度)
ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合(母子世帯)			69.8% (平成28年度)	69.8% (平成28年度)	69.8% (平成28年度)
ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合(父子世帯)			90.2% (平成28年度)	90.2% (平成28年度)	90.2% (平成28年度)

II 子供の貧困対策の実施状況

1 教育の支援

大綱に記載の重点事項	施策	令和2年度実施状況	令和2年度当初予算	令和2年度補正予算	令和2年度予備費	
(1) 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上						
(幼児教育・保育の無償化)						
年齢や発達に合わせた質の高い幼児教育・保育は、子供の健全な育ちや家庭における親の子育て環境に大きな影響を与えることから、幼稚園・保育所・認定こども園等の充実が貧困の世代間連鎖を断ち切ることにもつながる。このため、全ての子供が安心して質の高い幼児教育・保育を受けられるよう、令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化を着実に実施する。	幼児教育・保育の無償化の実施	全ての子供に質の高い幼児教育を受ける機会を保障するため、幼児教育の無償化に向けた取組(保育料負担の減額措置)を段階的に実施してきたところ。「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)に基づき、3歳から5歳までの子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供についての幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化。	子育てのための施設等利用給付交付金 129,558 百万円			
			子どものための教育・保育給付交付金 1,337,862 百万円の内数	子どものための教育・保育給付交付金(第1次補正) 1,095 百万円の内数		
			子ども・子育て支援交付金 145,345 百万円の内数	子ども・子育て支援交付金(第1次補正) 16,539 百万円の内数	子ども・子育て支援交付金(第3次補正) 6,524 百万円の内数	
(幼児教育・保育の質の向上)						
子ども・子育て支援新制度に基づき、職員の配置や処遇改善等を通じた、幼児教育・保育・子育て支援の更なる質の向上を推進する。保育士等の専門性を高め、キャリアアップが図られるよう、保育士等の給与状況を把握し、施策の効果を検証しながら更なる処遇改善に取り組む。 また、各地方公共団体への「幼児教育センター」の設置や「幼児教育アドバイザー」の育成・配置等、公私の別や施設種を超えて幼児教育を推進する体制を構築し、幼児教育施設の教職員等への研修の充実や小学校教育との接続の推進を図る。さらに幼稚園教諭・保育士等による専門性を生かした子育て支援の取組を推進するとともに、子育てに悩みや不安を抱える保護者など、地域における保護者に対する家庭教育支援を充実するため、家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の取組を推進する。	幼児教育実践の質向上総合プラン	地方公共団体において、公私立幼稚園・保育所・認定こども園に対して一体的に域内全体の幼児教育の質の向上を図るため、幼児教育センターの設置等、幼児教育推進体制を構築している都道府県及び市町村を対象に、幼児教育アドバイザーの配置及びそれらを活用した研修支援、幼小接続の推進等に必要費用の一部を補助する「幼児教育推進体制の充実・活用強化事業」を実施した。(事業実施自治体数:40)	353 百万円			
	地域における家庭教育支援基盤構築事業	地域において、保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等が地域の実情に応じて行う家庭教育支援に関する取組(保護者に対する学習機会や情報の提供、相談対応等)を推進するため補助事業等を実施した。(「家庭教育支援チーム」数 令和2年度:986箇所)	75 百万円			
	家庭教育支援推進事業	地域における家庭教育支援の取組の効果的な実施に向けて、教育と福祉の連携に関する地方公共団体向けの委託事業を実施した。(令和2年度:2府県)	13 百万円			
(2) 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築						
(スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等)						
児童生徒の家庭環境等を踏まえた指導体制の充実を図る。特に、貧困家庭の子供たち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、配置状況も踏まえ、スクールソーシャルワーカーの配置時間の充実等学校における専門スタッフとして相応しい配置条件の実現を目指すとともに、勤務体制や環境等の工夫等学校においてスクールソーシャルワーカーが機能する取組を推進する。このような体制構築等を通じて、ケースワーカー、医療機関、児童相談所、要保護児童対策地域協議会等の福祉部門や放課後児童クラブと教育委員会・学校等との連携強化を図る。 また、児童生徒の心理に関する支援を行うスクールカウンセラーについても、配置状況を踏まえ、配置時間の充実等専門スタッフとして相応しい配置条件の実現を目指す。 さらに、子育てに悩みや不安を抱える保護者等、地域における保護者に対する家庭教育支援を充実するため、学校等と連携し、家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の取組を推進する。(再掲)	スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置拡充	貧困など様々な課題を抱える児童生徒への支援の充実に向け、スクールカウンセラーについては全公立小中学校(27,500校)、スクールソーシャルワーカーについては全中学校区(10,000校区)への配置に要する予算に加え、貧困対策のための重点配置(1,400校)に要する予算、配置時間の充実のための予算を拡充する等、教育相談体制の更なる充実を図った。	6,671 百万円			
	地域における家庭教育支援基盤構築事業(再掲)	地域において、保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等が地域の実情に応じて行う家庭教育支援に関する取組(保護者に対する学習機会や情報の提供、相談対応等)を推進するため補助事業等を実施した。(「家庭教育支援チーム」数 令和2年度:986箇所)	75 百万円			
	家庭教育支援推進事業(再掲)	地域における家庭教育支援の取組の効果的な実施に向けて、教育と福祉の連携に関する地方公共団体向けの委託事業を実施した。(令和2年度:2府県)	13 百万円			

大綱に記載の重点事項	施策	令和2年度実施状況	令和2年度当初予算	令和2年度補正予算	令和2年度予備費
(学校教育による学力保障) 家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子供の学力が保障されるよう、少人数指導や習熟度別指導、放課後補習等の個に応じた指導を行うため、教職員等の指導体制を充実し、きめ細かな指導を推進する。 その際、子供が学校において安心して過ごし、悩みを教職員に相談できるよう、多様な視点からの教育相談体制の充実を図る。 加えて、学校における具体的な支援体制を充実させる観点から、現職教員を中心に、子供に自己肯定感を持たせ、子供の貧困問題に関する理解を深めていくため、大学や教育委員会に対し、免許状更新講習や研修における関連講習、校内研修等の開設を促す。	貧困等に起因する学力課題の解消のための教員定数の加配措置	家庭環境等に左右されず、学校に通う子供の学力が保障されるよう、少人数の習熟度別指導や、放課後補習などの取組を行うため、教職員等の指導体制を充実し、きめ細かな指導を推進した。 (令和2年度の教員定数は前年度比50人増の350人)	義務教育費国庫負担金 1,522,141 百万円の内数	義務教育費国庫負担金(第2次補正) 3,967 百万円の内数	
	補習等のための指導員等派遣事業	生徒一人一人にあつたきめ細かな対応を実現するため、教師に加えて学校教育活動を支援する人材の配置を支援した。	学力向上を目的とした学校教育活動支援 3,198 百万円の内数	学力向上を目的とした学校教育活動支援(第1次補正) 796 百万円の内数 学力向上を目的とした学校教育活動支援(第2次補正) 23,240 百万円の内数	
	スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置拡充(再掲)	貧困など様々な課題を抱える児童生徒への支援の充実に向け、スクールカウンセラーについては全公立小中学校(27,500校)、スクールソーシャルワーカーについては全中学校区(10,000校区)への配置に要する予算に加え、貧困対策のための重点配置(1,400校)に要する予算、配置時間の充実のための予算を拡充する等、教育相談体制の更なる充実を図った。	6,671 百万円		
	子供の貧困問題に関する教職員研修等の開設促進	・各都道府県教育委員会等に対し、子供の貧困対策に関する大綱における関連記載を周知し、教職員研修の充実を努めるよう通知した。 ・国が実施する会議や研修において、国が行う子供の貧困対策等について周知した。 ・免許状更新講習の認定申請等に係る通知において、講習開設者(大学や教育委員会等)に対し、子供の貧困問題に関する講習開設の検討を依頼した。	-	-	-
(3) 高等学校等における修学継続のための支援					
(高校中退の予防のための取組) 高校中退を防止することは、将来の貧困を予防する観点から重要である。このため、学習等に課題を抱える高校生の学力向上、進路支援等のための人材を高等学校に配置するとともに、生徒が抱える課題に応じて適切な支援につなげるスクールソーシャルワーカーの配置を推進するなど、高等学校における指導・相談体制の充実を図る。また、課題を抱える生徒の多い高等学校での優れた取組の普及を図る。 在学中の妊娠・出産を機に高校を中退する者もいるが、生徒が妊娠した場合には、母体の保護を最優先としつつ、教育上必要な配慮を行うべきものであることについて、周知徹底を図る。 さらに、学校と地域社会等による優れた連携・協働の取組への表彰や、学校のキャリア教育の指導内容に関する手引・パンフレットの周知、教員向けの説明会の実施等により、各学校における発達の段階に応じた体系的なキャリア教育の充実を図る。	スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置拡充(再掲)	貧困など様々な課題を抱える児童生徒への支援の充実に向け、スクールカウンセラーについては全公立小中学校(27,500校)、スクールソーシャルワーカーについては全中学校区(10,000校区)への配置に要する予算に加え、貧困対策のための重点配置(1,400校)に要する予算、配置時間の充実のための予算を拡充する等、教育相談体制の更なる充実を図った。	6,671 百万円		
	多様な学習ニーズに応じた指導方法等の確立・普及	定時制・通信制課程において、特別な支援を要する生徒、外国人生徒、経済的な困難を抱える生徒や非行・犯罪歴を有する生徒等の学習ニーズに応じた指導方法等を確立し、普及を図った。	高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究 55 百万円の内数		
	各学校段階を通じた体系的なキャリア教育の充実	学校と地域社会・産業界との連携を深め、学校における体験的な学習を促進し、発達段階に応じた体系的なキャリア教育を推進した。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、実施を予定していた「小学校における進路指導の在り方に関する調査研究」、「小・中学校等における起業体験推進事業」、「キャリア教育推進連携シンポジウム」を中止とした。	21 百万円		
	地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業	「キャリアプランニングスーパーバイザー」を都道府県等に配置し、地元企業等と連携した職場体験やインターンシップ及び地元への愛着を深めるキャリア教育を推進した。 令和2年度は全国6自治体で22人の「キャリアプランニングスーパーバイザー」を配置し、各自治体内の小・中・高・特別支援学校への支援を行った。	8 百万円		
	スーパー・プロフェッショナル・ハイスクールの指定	社会の変化や産業の動向等に対応した、高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するため、先進的な卓越した取組を行う専門高校(専攻科を含む)を指定し、実践研究を行った。令和2年度は、10校について実践研究を行った。	スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール 48 百万円の内数		
	補習等のための指導員等派遣事業(再掲)	生徒一人一人にあつたきめ細かな対応を実現するため、教師に加えて学校教育活動を支援する人材の配置を支援した。	学力向上を目的とした学校教育活動支援 3,198 百万円の内数	学力向上を目的とした学校教育活動支援(第1次補正) 796 百万円の内数 学力向上を目的とした学校教育活動支援(第2次補正) 23,240 百万円の内数	

大綱に記載の重点事項	施策	令和2年度実施状況	令和2年度当初予算	令和2年度補正予算	令和2年度予備費
(高校中退後の支援) 高校中退者等を対象に、地域住民・民間団体等の様々な地域資源を活用しながら高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援を実施する地方公共団体等の取組を支援・推進する。 学校が地域若者サポートステーション及びハローワーク等が実施する支援内容等について高校中退者等に対して情報提供を行うなど、就労支援や復学・就学のための取組の充実を図る。 高校等中退者が高等学校等に再入学して学び直す場合、卒業するまで(最長2年間)授業料に係る支援を受けることができるよう、高等学校等就学支援金相当額を支給する。	高校中退者等に対する学習相談・学習支援の促進	高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援の取組について、3団体においてモデル構築事業を行った。(3団体のうち、令和2年度から事業を開始したのは1団体) また、学習相談及び学習支援、就労支援を実施する地方公共団体の取組を支援する補助事業を2自治体が活用し、取組を実施。	69 百万円		
	学び直しへの支援	高等学校等を中途退学した後、再び高等学校等で学び直す者に対して、都道府県が、就学支援金の支給期間の経過後も、卒業までの間(最長2年)、継続して授業料に係る支援金を支給する場合に、国が都道府県に対して所要額を補助した。前年度に引き続き、高校中退者の学び直し支援については、着実に実施されるよう努めた。	276 百万円		
(4)大学等進学に対する教育機会の提供					
(高等教育の修学支援) 高等教育段階においては、真に支援の必要な住民税非課税世帯及びこれに準ずる者が経済的な理由によって大学等への進学を断念することがないよう、令和2年4月から授業料等の減免措置と給付型奨学金の拡充を併せて行う高等教育の修学支援新制度の実施により大学等の修学に係る経済的負担の軽減を図る。 また、意欲と能力のある学生等が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、引き続き無利子奨学金を適切に措置するとともに、返還が困難な者に対しては、返還月額の減額、返還期限の猶予、奨学金の返還月額が卒業後の所得に連動する「所得連動返還型奨学金制度」等の利用を促す。 あわせて、奨学金の緊急採用等、家計急変により修学困難となった学生に対する経済的支援についても引き続き取り組む。さらに、学生宿舍の整備が円滑に行われるよう、各大学等の計画・要望に応じた整備手法に関する情報提供等を行う。	高等教育の修学支援(無利子奨学金の充実)	無利子奨学金について、意欲のある学生等が経済的理由により進学を断念することがないよう、貸与基準を満たす希望者全員(貸与人員518,000人)に対する貸与を着実に実施した。	94,075 百万円	(第3次補正) 9,024 百万円	
	高等教育の修学支援(授業料等減免・給付型奨学金)	「大学等における修学の支援に関する法律」(令和元年法律第8号)に基づき、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう、高等教育の修学支援(授業料等減免、給付型奨学金)を着実に実施(内閣府計上)。令和2年度においては、約27.2万人に支援を実施。	488,176 百万円		
	学生のための宿舍整備	多様な財源を活用した宿舍整備については、各国立大学法人等を対象とした説明会で情報提供を行った。	-	-	-
	沖縄独自の給付型奨学金	沖縄の子供たちが家庭の経済状況に関わらず進学の機会を得られるようにするとともに、沖縄経済を担う産業分野の人材育成にも資するよう、主として観光や情報通信分野の専門学校に進学した場合に経済的支援を行う沖縄独自の給付型奨学金を実施した。	109 百万円		
(5)特に配慮を要する子供への支援					
(児童養護施設等の子供への学習・進学支援) 児童養護施設等で暮らす学業に遅れのある小学生や高校等受験を目指す中学生に対し、施設内に居住している大学生等を活用した学習指導を行うとともに、子供の年齢や発達状況に応じたスポーツや表現活動の実施等、子供の状況に配慮した支援を行う。 また、児童養護施設等で暮らす子供の大学等進学を推進するため、入所中における学習支援の充実を図るとともに、経済的理由により進学を断念することがないよう、進学に際し必要な学用品費等の購入費や進学後の生活費等の支援を行う。	児童養護施設等で暮らす子供への学習支援	子供の貧困対策の観点から、養育環境等により、十分な学習機会が確保されてこなかった児童養護施設等入所児童に対し、標準的な学力を備えさせ、退所後の自立支援のため学習支援の充実を図った。	児童入所施設措置費等 135,480 百万円の内数		
	特別支援教育に関する支援の充実	特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等への就学の充実を図るため、障害のある児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行い、もってこれらの学校への就学を奨励するとともに特別支援教育の振興を図った。	12,397 百万円		
(外国人児童生徒等への支援) 外国人児童生徒等についても、教育の機会が適切に確保され、高等学校や専門学校・大学等への進学、就職が円滑に実現できる環境を整備するため、就学状況の把握及び就学促進や日本語指導及び教科指導の充実、中学校・高等学校におけるキャリア教育等の包括的な支援を進める。	帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業	帰国・外国人児童生徒等の受入れから卒業後の進路までの一貫した指導・支援体制を構築するため、帰国・外国人児童生徒等の公立学校への受入促進、日本語と教科の統合指導や生活指導等を含めた総合的・多面的な指導の充実、指導・支援体制の整備、親子日本語教室の開設、就学前の幼児への支援、多言語翻訳システム等ICTの活用の促進、外国人高校生等に対するキャリア教育をはじめとした支援の充実等に係る取組等を支援した。(令和2年度実施地域数:57)	640 百万円		
	定住外国人の子供の就学促進事業	生活・家庭環境、国籍・言語など多様な背景・事情から、就学に課題を抱える外国人の子供の就学を促進するため、自治体が行う学校外における日本語指導や教科指導等の取組を支援した。(令和2年度実施地域数:23)	72 百万円		

大綱に記載の重点事項	施策	令和2年度実施状況	令和2年度当初予算	令和2年度補正予算	令和2年度予備費
(ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減) ひとり親家庭の子供が、高等学校等の修学の継続や大学等への進学を断念することがないよう、母子父子寡婦福祉資金貸付金による経済的支援を引き続き実施する。 また、ひとり親家庭の子供が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講した場合の費用への支援を引き続き実施する。	母子父子寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的として、子供の修学等に必要な資金の貸付けを行う母子父子寡婦福祉資金貸付金による経済的支援を行った。	2,368 百万円		
	ひとり親家庭の高等学校卒業程度認定試験の合格支援	高等学校卒業程度認定試験のための講座の受講費用の一部を講座修了時及び試験合格時に支給した。	母子家庭等対策総合支援事業 13,212 百万円の内数	母子家庭等対策総合支援事業 (第1次補正) 130 百万円の内数 母子家庭等対策総合支援事業 (第2次補正) 136,234 百万円の内数 母子家庭等対策総合支援事業 (第3次補正) 466 百万円の内数	
(7) 地域における学習支援等					
(地域学校協働活動における学習支援等) 地域学校協働活動を推進する中において、地域における学習支援等の充実を図る。その際、学習等に課題を抱える子供に学習支援や生活支援を実施しているNPOやフリースクール等と各地方公共団体との連携を促進するなど、子供の状況に配慮した支援の充実を図る。さらに、学校・家庭・地域の協働の基盤となるコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)と地域学校協働本部の設置の促進により、地域による学習支援等の一層の促進・充実を図る。 また、こうした学校教育以外の学習支援には、学力の向上のみならず、学習や将来への意欲を高める機能も期待されるところであり、信頼できる大人との出会いの場となるよう、多様な地域住民の参画を促す。 加えて、スポーツの場を提供する総合型地域スポーツクラブ等の活用や、多様な民間企業・団体・大学等によるものづくり、文化・伝統等の教育プログラムの実施を推進する。	地域と学校の連携・協働体制構築事業	「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤となる体制を構築するために、「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」と「地域学校協働活動」を一体的に推進するとともに、地域における学習支援や体験活動などの取組を支援した。 令和2年度は、7,792の地域学校協働本部が整備された。	6,737 百万円		
(生活困窮世帯等への学習支援) 生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談等の支援を行う。 また、ひとり親家庭の子供の学習習慣の定着等に向けて、放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを推進する。	生活保護受給世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供への学習・生活支援	生活困窮世帯等の子供に対する学習支援や居場所づくり、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等を行った。(実施自治体数576/905)	生活困窮者等に対する自立支援策 48,932 百万円の内数	生活困窮者等に対する自立支援策(第3次補正) 14,000 百万円の内数	
	子どもの生活・学習支援事業	ひとり親家庭の子供に対し、放課後児童クラブ等の終了後に、児童館・公民館や民家等において、悩み相談をいっつつ、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行い、ひとり親家庭の子供の生活の向上を図った。	母子家庭等対策総合支援事業 13,212 百万円の内数	母子家庭等対策総合支援事業 (第1次補正) 130 百万円の内数 母子家庭等対策総合支援事業 (第2次補正) 136,234 百万円の内数 母子家庭等対策総合支援事業 (第3次補正) 466 百万円の内数	

大綱に記載の重点事項	施策	令和2年度実施状況	令和2年度当初予算	令和2年度補正予算	令和2年度予備費
(8) その他の教育支援					
(学生支援ネットワークの構築) 悩みを抱える学生を支援するネットワークの構築のため、学生相談室等を中心とした保健管理センター、指導教員、学生支援担当部署等の連携、カウンセラー等の専門家の活用、学生が学生の相談に対応する「ピア・サポート」の仕組みの整備等について周知することを通じて、各大学等における取組を促進する。	学生支援ネットワークの構築についての周知啓発	・学生支援担当の教職員が出席する会議において、学生生活におけるリスク等を情報提供するとともに、悩みを抱える学生の支援のため、学生相談室、カウンセラー、保健管理センター、指導教員、学生支援担当部署等の連携体制の構築や、「ピア・サポート」の整備等の周知を通じて、各大学等における取組を促進した。 ・また、独立行政法人日本学生支援機構において、学生支援に関する喫緊の課題をテーマとして、具体的な問題事例や課題解決に向けた好事例の紹介等を行うセミナーを実施し、学生支援の充実を図った。	-	-	-
(夜間中学の設置促進・充実) 夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っていることから、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律等に基づき、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう、また、人口規模や都市機能に鑑み、全ての指定都市において夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図る。	夜間中学の設置促進・充実	夜間中学は、義務教育未修了者等の就学機会の確保に重要な役割を果たしている。このことから、平成28年12月に成立した教育機会確保法及び平成30年6月に閣議決定された第3期教育振興基本計画等を踏まえ、①夜間中学新設準備・運営補助、②夜間中学における教育活動充実等により、就学機会の提供を推進した。 (令和元年度に2校、令和2年度に1校新設され、令和2年4月現在、10都府県28市区に34校設置。)	75 百万円		
(学校給食を通じた子供の食事・栄養状態の確保) 生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得世帯への支援を引き続き実施する。 学校給食法の目的に基づき、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努める。	生活保護制度による教育扶助(再掲)	生活保護法第13条に基づき、小中学生のいる生活保護受給世帯に以下を支給した。 ①義務教育に伴って必要な教科書その他の学用品 ②義務教育に伴って必要な通学用品 ③学校給食その他義務教育に伴って必要なもの また、令和2年5月より、学校教育においてオンライン学習に必要な場合には、そのための通信費を実費で支給することとした。	生活保護費負担金 2,821,866 百万円の内数	生活保護費負担金(第3次補正)	2,779,291 百万円の内数
	就学援助制度による学校給食費の補助	義務教育の円滑な実施に資することを目的として生活保護法第6条第2項に規定する要保護者等に対し、学校給食費の援助を実施した。 ※予算額は「(6)教育費負担の軽減」に記載の「要保護児童生徒に対する就学援助」の内数	1 百万円		
	学校給食・食育総合推進事業	学校給食を通して、食品ロスの削減、地産地消の推進、伝統的な食文化の継承といった課題の解決に資することを目的とした事業を実施した。また、栄養教諭を中核として家庭を巻き込んだ取組を推進し、子供の日常生活の基盤である家庭における食に関する理解を深めることにより、子供の食に関する自己管理能力の育成を図った。	81 百万円		
(多様な体験活動の機会の提供) 民間の企業が実施する優れた体験活動の取組等に対する表彰事業を実施することにより、民間の企業の青少年に対する体験活動事業への積極的な参画を促す。 独立行政法人国立青少年教育振興機構が設置する国立青少年教育施設において、児童養護施設等の子供を対象に、自己肯定感の向上、生活習慣の改善等につながる多様な体験活動の場を提供するとともに、その成果を広く全国に周知することを通じて、各地域における取組を促進する。また、「子どもゆめ基金」事業により、貧困の状況にある子供を支援している民間団体が行う体験活動への助成を行う。 さらに、地域学校協働活動を推進する中において、多様な民間企業・団体・大学等によるスポーツ、ものづくり、文化芸術等の教育プログラムの実施を推進する。 国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成を図るため、経済状況にかかわらず、多様な教育・研修機会が得られるよう、意欲ある青年に対する参加支援等に努める。	青少年の体験活動推進企業表彰	社会貢献活動の一環として青少年を対象に優れた実践を行う企業を表彰し、その取組を全国的に広く紹介することを通じて、青少年の体験活動の推進をした。 令和2年度は、54企業がエントリーし、18企業を表彰した。	5 百万円		
	国立青少年教育振興機構 青少年の「自立す」力応援プロジェクト	ひとり親家庭や児童養護施設など、経済的に困難な状況にある子供を対象に「生活・自立支援キャンプ」を33事業実施し、986人が参加した。事業は、規則正しい生活習慣や自立する力を身につけることができるよう、国立青少年教育施設での集団宿泊体験や野外炊事・登山等の自然体験を行った。 また、「子どもゆめ基金」事業により、貧困の状況にある子供を支援している民間団体が行う体験活動への助成を行い、127件の活動を支援した。	国立青少年教育振興機構運営費交付金 8,571百万円の内数		
	地域と学校の連携・協働体制構築事業(再掲)	「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤となる体制を構築するために、「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」と「地域学校協働活動」を一体的に推進するとともに、地域における学習支援や体験活動などの取組を支援した。 令和2年度は、7,792の地域学校協働本部が整備された。	6,737 百万円		
	青年国際交流事業における参加費免除制度の実施	「世界青年の船」事業において、経済的理由により参加費の納付が困難な者に対し参加費の免除申請制度を設けているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で当該事業をオンラインで実施したため、参加費を徴収していない(なお、パソコン等情報通信機器や通信回線に係る費用等は参加者個人の負担としている。)	「世界青年の船」事業 488 百万円の内数	青年国際交流事業	△ 1,260 百万円の内数

II 子供の貧困対策の実施状況

2 生活の安定の資するための支援

大綱に記載の重点事項	施策	令和2年度実施状況	令和2年度当初予算	令和2年度補正予算	令和2年度予備費
(1) 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援					
<p>(妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、妊産婦健康診査・乳幼児健康診査の場の活用や乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、子育てに関する情報の提供や乳幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点、養育支援訪問事業による訪問等により、保護者から養育についての相談を受け、助言等を行う。また、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる地域子育て支援拠点の設置を促進することで、孤立した育児とならないように支援を行う。なお、妊産婦等からの相談に応じ、健康診査等の「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、子育て世代包括支援センターについては、その設置を促進し、令和2年度末までに全国展開を目指す。</p>	相談窓口のワンストップ化の促進	母子・父子自立支援員に加え、新たに就業支援専門員を配置することで、相談窓口を強化し、ひとり親家庭に対して総合的・包括的な相談支援を実施した。	母子家庭等対策総合支援事業 13,212 百万円の内数	母子家庭等対策総合支援事業(第1次補正) 130 百万円の内数 母子家庭等対策総合支援事業(第2次補正) 136,234 百万円の内数 母子家庭等対策総合支援事業(第3次補正) 466 百万円の内数	
	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握、育児に関する不安や悩みの相談を行った。	子ども・子育て支援交付金 145,345 百万円の内数	子ども・子育て支援交付金(第1次補正) 16,539 百万円の内数 子ども・子育て支援交付金(第3次補正) 6,524 百万円の内数	
	産前・産後サポート事業、産後ケア事業等の実施	産後も安心して子育てができるよう、産後の母子等に対して心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施する産後ケア事業や産前・産後サポート事業の実施により、妊産婦等を支えるための総合的な支援体制を構築した。令和2年度においては、産後ケア事業を1,158市町村で実施するとともに、産前・産後サポート事業を579市町村で実施した。	母子保健衛生費国庫補助金 23,955 百万円の内数	母子保健衛生費国庫補助金(第1次補正) 1,191 百万円	
	市町村相談体制整備事業	市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置を促進するため、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行った。	児童虐待・DV対策等総合支援事業 18,266 百万円の内数		
	子育て世代包括支援センターの整備	利用者支援事業を活用し、子育て世代包括支援センターを設置・運営する場合の運営費を補助。令和2年度においては1,288市区町村、2,052箇所で開催した。	子ども・子育て支援交付金 145,345 百万円の内数	子ども・子育て支援交付金(第1次補正) 16,539 百万円の内数 子ども・子育て支援交付金(第3次補正) 6,524 百万円の内数	
	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師や助産師、保育士が居宅を訪問し、養育に関する相談に応じ、指導や助言により養育能力を向上させるため支援を行った。	子ども・子育て支援交付金 145,345 百万円の内数	子ども・子育て支援交付金(第1次補正) 16,539 百万円の内数 子ども・子育て支援交付金(第3次補正) 6,524 百万円の内数	
	地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する地域子育て支援拠点の設置を促進し、令和2年度には7,735箇所で開催した。	子ども・子育て支援交付金 145,345 百万円の内数	子ども・子育て支援交付金(第1次補正) 16,539 百万円の内数 子ども・子育て支援交付金(第3次補正) 6,524 百万円の内数	

大綱に記載の重点事項	施策	令和2年度実施状況	令和2年度当初予算	令和2年度補正予算	令和2年度予備費	
	妊婦健診	妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り安心して妊娠・出産が出来る体制を確保。(平成25年度から14回程度の健康診査について一般財源化)	—	—	—	
	産婦健診	退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化した。 令和2年度においては867市町村を対象に実施した。	母子保健衛生費国庫補助金 23,955 百万円の内数			
	乳幼児健診	1歳6か月児及び3歳児に対して、健康診査を行うことにより、乳幼児の健康の保持増進を図った。(平成17年度に一般財源化)	—	—	—	
(特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援) 妊娠期からの支援を行い、安定的な生活が営めるよう、予期せぬ妊娠等により、不安を抱える若年妊婦、特定妊婦等を支援するため、女性健康支援センターにおける産科同行支援を実施するほか、身近な地域で必要な支援が受けられるよう、若年妊婦等への支援に積極的なNPO等との連携によるアウトリーチや、SNSを活用した相談支援等を実施する。また、当該妊婦等を次の支援につなげるまでの緊急一時的な居場所の確保等に係る支援を行う。あわせて、妊娠の届出や母子健康手帳の交付、医療機関への受診、乳児家庭全戸訪問事業等により把握された特定妊婦等に対し、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会が中心となって、関係機関の連携の下に養育支援訪問事業等の適切な支援を行う。さらに、婦人相談所において、特定妊婦を含む困難な問題を抱える女性に対し、相談・保護を行うとともに、母子生活支援施設への一時保護委託や婦人保護施設への入所措置を行うなど、妊娠期から出産後までの継続した支援を行い、自らの子供を養育することを希望する未婚の妊産婦等に対しては母子生活支援施設等を活用し、親が自立できるまでの生活全般の支援を行う。また、支援を必要とするひとり親家庭等については、民間団体の活用等による見守り支援等を推進する。	若年妊婦等支援事業	予期せぬ妊娠などにより、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、支援に積極的なNPO等によるSNS等を活用した相談支援等を行った。 (令和2年度実施自治体数:全国10自治体)	母子保健衛生費国庫補助金 23,955 百万円の内数			
	女性健康支援センター事業	特定妊婦等に対する産科受診等支援や、若年妊婦等に対するSNSやアウトリーチによる相談支援、緊急一時的な居場所確保した。 (令和2年度実施箇所数:全国84箇所、自治体単独実施14箇所)	母子保健衛生費国庫補助金 23,955 百万円の内数			
	相談支援事業	育児や家事、健康管理等の生活一般に係る相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援策の情報提供等を実施した。	母子家庭等対策総合支援事業 13,212 百万円の内数	母子家庭等対策総合支援事業(第1次補正) 130 百万円の内数		
				母子家庭等対策総合支援事業(第2次補正) 136,234 百万円の内数		
				母子家庭等対策総合支援事業(第3次補正) 466 百万円の内数		
	市町村相談体制整備事業(再掲)	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行った。	児童虐待・DV対策等総合支援事業 18,266 百万円の内数			
	要保護児童対策地域協議会機能強化事業	要保護児童対策地域協議会の調整機関の専門職が義務研修を受講する間の代替職員の配置や支援内容のアドバイス等を行う虐待対応強化支援員又は心理担当職員の配置に要する費用の補助を行った。	児童虐待・DV対策等総合支援事業 18,266 百万円の内数			
	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、要保護児童対策調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施した。	子ども・子育て支援交付金 145,345 百万円の内数	子ども・子育て支援交付金(第1次補正) 16,539 百万円の内数		
	養育支援訪問事業(再掲)	養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師や助産師、保育士が居宅を訪問し、養育に関する相談に応じ、指導や助言により養育能力を向上させるため支援を行った。	子ども・子育て支援交付金 145,345 百万円の内数	子ども・子育て支援交付金(第1次補正) 16,539 百万円の内数		
				子ども・子育て支援交付金(第3次補正) 6,524 百万円の内数		
支援対象児童等見守り強化事業	子ども食堂等の支援を行う民間団体等が、支援を必要とする子ども等の居宅を訪問するなどして、状況の把握や食事の提供等を通じた見守り体制の強化を図った。		児童虐待・DV対策等総合支援事業(第2次補正) 3,091 百万円			
			児童虐待・DV対策等総合支援事業(第3次補正) 3,615 百万円			

大綱に記載の重点事項	施策	令和2年度実施状況	令和2年度当初予算	令和2年度補正予算	令和2年度予備費
	乳児院等多機能化推進事業	乳児院等に育児指導を行う者を配置し、保護者等に対して育児指導を行うほか、医療機関や母子生活支援施設等にコーディネーターを配置し、特定妊婦等に対する相談支援等を行う事業の費用を補助した。	児童虐待・DV対策等総合支援事業 18,266 百万円の内数		
	婦人保護事業	困難な問題を抱える女性に対し、相談・保護を実施した。	婦人保護施設措置費 2,288 百万円の内数		
(2)保護者の生活支援					
(保護者の自立支援)					
複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につなぐ。また、生活困窮者及び生活保護受給者のうち就労に向けた準備が必要な者に対し、就労準備支援を実施する。加えて、生活困窮者及び生活保護受給者の自立助長の観点から、家計に課題を抱える世帯に対する家計改善支援を実施する。生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の一体的な支援の実施を推進する。ひとり親家庭については、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、家庭生活支援員の派遣による家事援助や未就学児の保育等サービスの提供等による生活支援を推進する。	生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の自立に向けた包括的かつ継続的な相談体制を構築した。(実施自治体数905/905)	生活困窮者等に対する自立支援策 48,932 百万円の内数	生活困窮者等に対する自立支援策(第2次補正) 605 百万円	
				生活困窮者等に対する自立支援策(第3次補正) 14,000 百万円の内数	
	生活困窮者就労準備支援事業	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者のうち就労に向けた準備が必要な者を対象に、一般就労に向けた支援を行った。(実施自治体数542/905)	生活困窮者等に対する自立支援策 48,932 百万円の内数	生活困窮者等に対する自立支援策(第3次補正) 14,000 百万円の内数	
	被保護者就労準備支援等事業	生活保護受給者のうち、就労に向けた複合的な課題を抱え、直ちに就職することが困難な者を対象として、一般就労に向けた支援を行った。(実施自治体数413/905)	生活困窮者等に対する自立支援策 48,932 百万円の内数		
	生活困窮者家計改善支援事業	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者に対する家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行った。(実施自治体数559/905)	生活困窮者等に対する自立支援策 48,932 百万円の内数	生活困窮者等に対する自立支援策(第3次補正) 14,000 百万円の内数	
	生活保護受給世帯に対する家計改善支援(再掲)	大学等への進学を予定している子供がいる世帯等に対し、家計の安定を図るための相談支援を実施した。	生活困窮者等に対する自立支援策 48,932 百万円の内数		
	家計管理・生活支援講習会等事業	ひとり親家庭等を対象に、家計管理、子供のしつけ・育児や養育費の取得手続等に関する講習会の開催や個別相談を実施した。	母子家庭等対策総合支援事業 13,212 百万円の内数	母子家庭等対策総合支援事業(第1次補正) 130 百万円の内数	
				母子家庭等対策総合支援事業(第2次補正) 136,234 百万円の内数	
				母子家庭等対策総合支援事業(第3次補正) 466 百万円の内数	
	ひとり親家庭等日常生活支援事業	母子家庭、父子家庭及び寡婦が、家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員の派遣等により児童の世話等を行うことで、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活することができる事業を実施した。	母子家庭等対策総合支援事業 13,212 百万円の内数	母子家庭等対策総合支援事業(第1次補正) 130 百万円の内数	
母子家庭等対策総合支援事業(第2次補正) 136,234 百万円の内数					
母子家庭等対策総合支援事業(第3次補正) 466 百万円の内数					

大綱に記載の重点事項	施策	令和2年度実施状況	令和2年度 当初予算	令和2年度 補正予算	令和2年度 予備費
(保護者の育児負担の軽減) 子育て家庭の様々なニーズにより一時的に保育が必要となった乳幼児を保育所、幼稚園以外のその他の場所において預かり、必要な保護を行う事業の充実を図る。 また、児童養護施設等で一時的に子供を預かるショートステイ事業やトワイライトステイ事業等、保護者の疾病や育児疲れ等により一時的に子供を養育することが困難になった場合に活用可能な支援を推進する。	一時預かり事業	日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業を実施した。 令和2年度予算では、利用児童数900人未満の施設等の補助基準額を拡充するとともに、0.3兆円超メニューの事務経費補助や障害児、多胎児を預かる場合の加算分について予算を創設。 その他、次世代育成支援対策施設整備交付金のメニューに一時預かり事業の整備費を追加した。	子ども・子育て支援交付金 145,345 百万円 の内数	子ども・子育て支援交付金 (第1次補正) 16,539 百万円 の内数	
	子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、これらの子どもを児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育園、ファミリーホーム等で一定期間、養育・保護を行う短期入所生活援助(ショートステイ)事業、夜間養護等(トワイライトステイ)事業を実施した。	子ども・子育て支援交付金 145,345 百万円 の内数	子ども・子育て支援交付金 (第1次補正) 16,539 百万円 の内数	
(3) 子供の生活支援					
(生活困窮世帯等の子供への生活支援) 生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談等の支援のほか、子供や保護者への生活習慣や育成環境の改善に関する支援を行う。(再掲) また、育児と仕事を一手に担うひとり親家庭について、子供に対するしつけや教育などが十分に行き届きにくいなどの事情を考慮し、ひとり親家庭の子供の基本的な生活習慣の定着に向けて、放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを推進する。	生活保護受給世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供への学習・生活支援(再掲)	生活困窮世帯等の子供に対する学習支援や居場所づくり、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等を行った。(実施自治体数576/905)	生活困窮者等に対する自立支援策 48,932 百万円 の内数	生活困窮者等に対する自立支援策(第3次補正) 14,000 百万円 の内数	
	子どもの生活・学習支援事業(再掲)	ひとり親家庭の子供に対し、放課後児童クラブ等の終了後に、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行い、ひとり親家庭の子供の生活の向上を図った。	母子家庭等対策総合支援事業 13,212 百万円 の内数	母子家庭等対策総合支援事業 (第1次補正) 130 百万円 の内数	
			母子家庭等対策総合支援事業 (第2次補正) 136,234 百万円 の内数		
			母子家庭等対策総合支援事業 (第3次補正) 466 百万円 の内数		

大綱に記載の重点事項	施策	令和2年度実施状況	令和2年度当初予算	令和2年度補正予算	令和2年度予備費
<p>(社会的養育が必要な子供への生活支援) 生活基盤が不十分なため、親が自分で子供を育てられない場合においても、家庭と同様の環境である里親やファミリーホームで養育されるよう支援する。このため、平成28年の児童福祉法改正において法定化された「家庭養育優先の原則」の理念に基づき、里親の開拓や里親教育、特別養子縁組を進める。</p> <p>また、家庭養育に対する拒否感が強いなどの理由により、施設養育が必要とされる子供に対してもできる限り良好な家庭的環境で養育されるよう支援するとともに、ケアニーズの非常に高い子供等、生活単位が集合する場合においても、十分なケアが可能となるよう、できるだけ少人数の生活単位で養育されるよう支援する。</p>	里親養育包括支援(フォスタリング)事業	里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援(未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。)に至るまでの一貫した里親養育支援及び養子縁組に関する相談・支援を実施する事業等に要する費用を補助した。	児童虐待・DV対策等総合支援事業 18,266 百万円の内数		
	里親養育包括支援(フォスタリング)職員研修事業	地域の実情に応じた包括的な里親養育支援体制を構築し、どの地域においても質の高い里親養育を実現するため、児童相談所やNPO法人等の民間機関、乳児院・児童養護施設、里親会等の職員を対象とした研修事業を実施し、フォスタリング業務を担う職員の人材育成を実施した。(研修参加者201人)	33 百万円		
	里親への委託前養育等支援事業	里親に子供を委託する場合の移行期における生活費や旅費等を支援し、里親の経済的負担の軽減を図った。	児童虐待・DV対策等総合支援事業 18,266 百万円の内数		
	里親制度等広報啓発事業	児童相談所より委託を受けて社会的養育が必要な子供の養育を行う里親制度の推進や、特別養子縁組制度のさらなる普及促進のため、民間等のノウハウを活用し、広く国民に広報啓発を実施した。(ポスターやリーフレットの配布箇所数:自治体や関係機関など全国約1,900箇所)	81 百万円		
	養子縁組民間あっせん機関助成事業	特別養子縁組等に係る民間あっせん機関に求められる人材育成や相談・援助等を実施する上での質の確保を図るため、民間あっせん機関の職員が受講する研修参加費用や、相談・援助等に要する費用の補助を行った。	児童虐待・DV対策等総合支援事業 18,266 百万円の内数		
	特別養子縁組民間あっせん機関職員研修事業	特別養子縁組等に係る民間あっせん機関において養子縁組あっせんの業務に従事する者には、実父母と養親希望者の事情を考慮し、児童の最善の利益を見出す専門性が求められることから、民間あっせん機関の職員が受講する研修事業を実施した。(研修参加者161人)	20 百万円		
	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業	児童養護施設におけるケア単位の小規模化等を実施することにより、児童養護施設入所児童等の生活向上、児童相談所及び一時保護所における児童の心理的負担の軽減を図るための必要な環境改善を図った。	児童虐待・DV対策等総合支援事業 18,266 百万円の内数	児童虐待・DV対策等総合支援事業(第1次補正) 1,621 百万円 児童虐待・DV対策等総合支援事業(第3次補正) 4,889 百万円	
<p>(食育の推進に関する支援) 乳幼児期は、子供の健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であると同時に、望ましい食習慣や生活習慣の形成に極めて大きな役割を果たす時期でもある。このため、全ての子供が健やかに育つ社会の実現を目指す「健やか親子21(第2次)」の趣旨を踏まえつつ、乳幼児健康診査等における栄養指導の機会等を活用し、疾病や障害、経済状態等の個人や家庭環境の違い、多様性を踏まえた食育の推進を図る。</p> <p>保育所を始めとした児童福祉施設においては、ふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、各施設において、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」の活用等を通じ、子供の発育・発達状態・健康状態・栄養状態・生活状況等を把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるように努めるとともに、食育の観点から、食事の提供や栄養管理を行い、子供の健やかな発育・発達を支援する。</p> <p>特に、保育所等における食育の推進に当たっては、「保育所保育指針」、「保育所における食事の提供ガイドライン」等を参照し、専門性をいかしながら、家庭や地域、福祉、教育分野等と連携を図っていくことが重要である。児童養護施設等で暮らす子供においては、入所前の家庭生活において適切な食生活が営まれていない場合があることから、児童養護施設等の運営指針の活用を通じ、子供の発達過程に応じた食習慣を身に付けられるよう食育を推進する。</p> <p>ひとり親家庭の子供については、居場所づくりの観点から、子どもの生活・学習支援事業において食事の提供を行う場合には、食育の観点に配慮するものとする。</p>	健やか親子21	母子保健にかかる様々な取組を推進する国民運動計画である「健やか親子21」について、国民運動としてより効果的な取組を進めるための普及啓発を実施した。	20 百万円		
	子どもの生活・学習支援事業(再掲)	ひとり親家庭の子供に対し、放課後児童クラブ等の終了後に、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行い、ひとり親家庭の子供の生活の向上を図った。	母子家庭等対策総合支援事業 13,212 百万円の内数	母子家庭等対策総合支援事業(第1次補正) 130 百万円の内数 母子家庭等対策総合支援事業(第2次補正) 136,234 百万円の内数 母子家庭等対策総合支援事業(第3次補正) 466 百万円の内数	

大綱に記載の重点事項	施策	令和2年度実施状況	令和2年度当初予算	令和2年度補正予算	令和2年度予備費
(4)子供の就労支援					
(生活困窮世帯等の子供に対する進路選択等の支援) 生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、進路選択や将来の就職に向けた相談、職場体験等の支援を行う。 また、ひとり親家庭の子供を対象に、母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、就業相談、就業支援講習会の開催、就業情報の提供等を行う。	生活保護受給世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供への学習・生活支援(再掲)	生活困窮世帯等の子供に対する学習支援や居場所づくり、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等を行った。(実施自治体数576/905)	生活困窮者等に対する自立支援策 48,932 百万円の内数	生活困窮者等に対する自立支援策(第3次補正) 14,000 百万円の内数	
	母子家庭等就業・自立支援事業	母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談や就業情報の提供など、一貫した就業支援サービスや生活支援サービスを提供するとともに、母子家庭等の児童の健全な成長を支援するため、養育費の確保や面会交流の支援に取り組んだ。	母子家庭等対策総合支援事業 13,212 百万円の内数	母子家庭等対策総合支援事業(第1次補正) 130 百万円の内数 母子家庭等対策総合支援事業(第2次補正) 136,234 百万円の内数 母子家庭等対策総合支援事業(第3次補正) 466 百万円の内数	
(高校中退者等への就労支援) ハローワークと学校等の関係機関が連携し、就職を希望する学生・生徒等に対して支援を実施する。特に、学校が地域若者サポートステーション及びハローワーク等が実施する支援内容等について高校中退者等に対して情報提供を行うなど、就労支援や復学・就学のための取組の充実を図る。(再掲)	若者等職業的自立支援推進事業	地域若者サポートステーションにおいて、高校等の関係機関との連携により、アウトリーチ(訪問支援)型等の相談等を活用し、切れ目のない就労支援を実施することによって、高校中退者等の若年無業者等に対する就労支援を促進した。	若者等職業的自立支援推進事業に係る経費 5,299 百万円の内数		
	ジョブカフェにおけるきめ細やかな就職支援の実施	都道府県の主体的な取組により設置されるジョブカフェにおいて、地域関係者との連携の下、都道府県の強み・特色を活かした若年者雇用対策を推進するため、企業説明会や各種セミナーの実施等の事業を委託し、地域の事情に応じ様々な就職支援を展開した。	ジョブカフェにおけるきめ細やかな就職支援の実施に係る経費 1,250 百万円の内数		
(児童福祉施設入所児童等への就労支援) 児童養護施設等で暮らす子供を対象に、勤労の基礎的な能力を身に付け、希望に応じた職業選択ができるよう職業指導を行うとともに、必要となる資格取得の支援等を行う。また、就職に際し必要な被服類等の購入費等の支援を行う。	社会的養護自立支援事業	里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていたが18歳(措置延長の場合は20歳)到達により措置解除された者について、原則22歳の年度末まで、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供する事業等に要する費用を補助した。	児童虐待・DV対策等総合支援事業 18,266 百万円の内数		
	児童養護施設等で暮らす子供への学習支援(再掲)	子供の貧困対策の観点から、養育環境等により、十分な学習機会が確保されてこなかった児童養護施設等入所児童に対し、標準的な学力を備えさせ、退所後の自立支援のため学習支援の充実を図った。	児童入所施設措置費等 135,480 百万円の内数		
(子供の社会的自立の確立のための支援) 新卒応援ハローワークやわかものハローワーク等を中心に正規雇用に向けた就職支援を行うなど、若者の職業的自立や就労に向けた支援等を行う。 また、労働関係法令を知らないために発生する様々な問題の発生を防止するとともに、職業についての意識を高めることにより、子供の就労による自立を支援するため、学生・生徒等に対して、労働関係法令に関する教育を行う。	新卒者等に対する就労支援	新卒者及び既卒者(卒業後おおむね3年以内)を対象に、新卒応援ハローワーク等に就職支援ナビゲーターを配置し、学校訪問等により大学・高校新卒者等に対する求人情報の提供、個別相談等きめ細やかな就職支援を実施した。さらに、就職支援のためのセミナーや企業と新卒者等とのマッチングの機会等を設けるために就職面接会等を開催するとともに就職後の職場定着支援を実施した。	新卒者等に対する就労支援に係る経費 8,852 百万円の内数	内定取消者への就職支援(第1次補正) 859 百万円の内数 新卒者及び3年以内の既卒者への就職支援(第3次補正) 95 百万円の内数	
	ハローワーク等におけるフリーターの支援	全国28箇所のわかものハローワーク等を拠点に就職支援ナビゲーターを配置し、フリーターに対して正社員就職に向けた就職プランを作成し、担当者制による個別支援、正社員就職に向けたセミナーやグループワーク等各種支援や就職後の職場定着支援を実施した。	ハローワーク等におけるフリーターの支援に係る経費 2,968 百万円の内数		
	ジョブカフェにおけるきめ細やかな就職支援の実施(再掲)	都道府県の主体的な取組により設置されるジョブカフェにおいて、地域関係者との連携の下、都道府県の強み・特色を活かした若年者雇用対策を推進するため、企業説明会や各種セミナーの実施等の事業を委託し、地域の事情に応じ様々な就職支援を展開した。	ジョブカフェにおけるきめ細やかな就職支援の実施に係る経費 1,250 百万円の内数		

大綱に記載の重点事項	施策	令和2年度実施状況	令和2年度当初予算	令和2年度補正予算	令和2年度予備費
	若者等職業的自立支援推進事業(再掲)	地域若者サポートステーションにおいて、高校等の関係機関との連携により、アウトリーチ(訪問支援)型等の相談等を活用し、切れ目のない就労支援を実施することによって、高校中退者等の若年無業者等に対する就労支援を促進した。	若者等職業的自立支援推進事業に係る経費 5,299 百万円の内数		
	労働法教育に関する支援対策事業	高校、大学等における労働関係法令に関する教育を推進するため、教員や自治体の担当者等を対象とした指導者用資料を活用した労働関係法令の授業や研修の進め方に関するオンラインセミナーを開催した。(計15回)	労働法教育に関する支援対策事業に係る経費 81 百万円の内数		
(5)住宅に関する支援					
母子世帯・父子世帯及び住宅困窮度の高い子育て世帯を、公営住宅に係る優先入居の対象として取り扱うことが可能である旨の地方公共団体への周知のほか、新たな住宅セーフティネット制度により、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録促進、登録住宅の改修や入居者負担の軽減等への支援、居住支援協議会や居住支援法人が行う相談・情報提供等に対する支援を実施し、引き続き子育て世帯等の居住の安定を支援していく。 生活困窮世帯に対しては、生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を喪失又はそのおそれのある者に住居確保給付金を支給する。また、シェルター退所者や地域社会において孤立し住宅を失うおそれのある者等に対し、生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業において、入居に当たっての支援や、居宅における一定期間の訪問による見守りや生活支援を行う。 ひとり親家庭に対しては、母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金(住宅の建設等に必要資金)や転宅資金(住居の移転に必要な資金)の貸付けを通じ、住宅支援を引き続き実施する。	セーフティネット住宅における改修事業の支援	新たな住宅セーフティネット制度に基づき、既存住宅等を改修して子育て世帯等の住宅確保要配慮者専用の住宅とする場合の改修費に対して支援を実施した。	スマートウェルネス住宅等推進事業 25,000 百万円の内数		
			社会資本整備総合交付金 727,746 百万円の内数		
			防災・安全交付金 784,722 百万円の内数		
	セーフティネット住宅における家賃等の低廉化支援	住宅確保要配慮者専用の住宅について、家賃等の低廉化に係る費用に対して支援を実施した。	公的賃貸住宅家賃対策補助 11,091 百万円の内数		
	居住支援協議会等の活動支援	居住支援協議会や居住支援法人が行う、子育て世帯等の民間賃貸住宅への円滑な入居に係る諸活動への支援を実施した。(約803百万円の補助金支援を実施)	共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業 1,050 百万円の内数		(居住支援協議会等活動支援事業) 460百万円
	生活困窮者住居確保給付金	生活困窮者自立支援法に基づき、離職や廃業には至ってないものの、休業等により収入が低下した方の就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付した。(実施自治体数 905/905)	生活困窮者等に対する自立支援策 48,932 百万円の内数	(第1次補正) 2,707 百万円	(住居確保給付金) 21,892 百万円
				(第2次補正) 7,350 百万円	
	一時生活支援事業	生活困窮者自立支援法に基づき、シェルター等退所者や、地域社会において孤立し住宅を失うおそれのある者に対し、入居に当たっての支援や、居宅における訪問による見守りや生活支援等を行った。(実施自治体数304/905)	生活困窮者等に対する自立支援策 48,932 百万円の内数	生活困窮者等に対する自立支援策(第3次補正) 14,000 百万円の内数	
生活福祉資金貸付制度	都道府県社会福祉協議会が実施主体となり、低所得者等に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行った。	生活困窮者等に対する自立支援策 48,932 百万円の内数			
母子父子寡婦福祉資金の貸付(再掲)	ひとり親家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的として、子供の修学等に必要資金の貸付けを行う母子父子寡婦福祉資金貸付金による経済的支援を行った。		2,368 百万円		

大綱に記載の重点事項	施策	令和2年度実施状況	令和2年度当初予算	令和2年度補正予算	令和2年度予備費
(6)児童養護施設退所者等に関する支援					
(家庭への復帰支援) 施設入所等の措置解除後の子供が家庭に復帰する際には、児童相談所が、その家庭環境を考慮し、保護者に子供への接し方等の助言やカウンセリングを実施する。 さらに、措置解除後の一定期間は、児童相談所と地域の関係機関とが連携し、定期的な子供の安全確認、保護者への相談・支援等を実施する。	保護者指導・カウンセリング強化事業	児童相談所に、児童福祉司と連携して継続的な保護者指導を行う児童福祉司又は児童心理司と同等の知識等を有する保護者指導支援員を配置し、児童虐待問題に対して熱意を有する精神科医等の協力を得て、子どもや保護者等の家族に対してカウンセリングを実施することにより、子どもの家庭復帰への取組の強化を図った。	児童虐待・DV対策等総合支援事業 18,266 百万円の内数		
	就学者自立生活援助事業	大学等に就学している自立援助ホームの入居者について、必要に応じて22歳の年度末まで引き続き入居させ、継続した支援を行う事業等に要する費用を補助した。	児童虐待・DV対策等総合支援事業 18,266 百万円の内数		
	社会的養護自立支援事業(再掲)	里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていたが18歳(措置延長の場合は20歳)到達により措置解除された者について、原則22歳の年度末まで、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供する事業等に要する費用を補助した。	児童虐待・DV対策等総合支援事業 18,266 百万円の内数		
	社会的養護出身者ネットワーク形成事業	社会的養護経験者等の孤立化を防ぎ、自立に向けた継続した支援体制を構築するため、民会団体等において、社会的養護経験者を対象とした全国規模の交流会等を開催。	12 百万円		
(7)支援体制の強化					
(児童家庭支援センターの相談機能の強化) 児童家庭支援センターが地域支援を十分に行えるように、その地域及び配置等を考慮した機能強化を図る。	児童家庭支援センター運営等事業	虐待や非行等、子どもの福祉に関する問題につき、子ども、ひとり親家庭その他からの相談に応じ、必要な助言等を行う事業等に要する費用を補助した。	児童虐待・DV対策等総合支援事業 18,266 百万円の内数		
	児童養護施設等の体制整備	入所児童に対して適切な支援を行うため、児童養護施設等の職員配置を改善するとともに、児童養護施設等の職員の確保を図るため、民間児童養護施設等の職員の勤続年数に応じた職員の処遇改善や虐待や障害等のある子どもへの夜間を含む業務内容等を評価した処遇改善を実施した。	児童入所施設措置費等 135,480 百万円の内数		
	児童養護施設等体制強化事業	施設において、補助職員の雇上費を補助することにより、施設内における性暴力、外国人の子どもへ、夜勤業務等に対応するため体制強化を行った。	児童虐待・DV対策等総合支援事業 18,266 百万円の内数		
	基幹的職員研修事業	施設における基幹的職員(スーパーバイザー)を養成するための研修にかかる費用を補助した。	児童虐待・DV対策等総合支援事業 18,266 百万円の内数		
	児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業	施設における児童に対するケアの充実を図るため、職員の資質向上及び研修指導者の養成を目的とした研修にかかる費用を補助した。	児童虐待・DV対策等総合支援事業 18,266 百万円の内数		
	里親制度等広報啓発事業(再掲)	児童相談所より委託を受けて社会的養護が必要な子供の養育を行う里親制度の推進や、特別養子縁組制度のさらなる普及促進のため、民間等のノウハウを活用し、広く国民に広報啓発を実施した。(ポスターやリーフレットの配布箇所数:自治体や関係機関など全国約1,900箇所)	81 百万円		
	里親への委託前養育支援事業(再掲)	里親に子どもを委託する場合の移行期における生活費や旅費等を支援し、里親の経済的負担の軽減を図った。	児童虐待・DV対策等総合支援事業 18,266 百万円の内数		
児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業(再掲)	児童養護施設におけるケア単位の小規模化等を実施することにより、児童養護施設入所児童等の生活向上、児童相談所及び一時保護所における児童の心理的負担の軽減を図るための必要な環境改善を図った。	児童虐待・DV対策等総合支援事業 18,266 百万円の内数	児童虐待・DV対策等総合支援事業(第1次補正) 1,621 百万円 児童虐待・DV対策等総合支援事業(第3次補正) 4,889 百万円		

大綱に記載の重点事項	施策	令和2年度実施状況	令和2年度 当初予算	令和2年度 補正予算	令和2年度 予備費
(市町村等の体制強化) 市区町村子ども家庭総合支援拠点に対する支援等の拡充や 要保護児童対策地域協議会の充実・強化を行うとともに、児 童福祉司の増員や専門性の強化、処遇改善等、児童相談所 の体制強化を推進する。	要保護児童対策地域協議会機能強化事業 (再掲)	要保護児童対策地域協議会の調整機関の専門職が義務研修を受講する間の代替職員の 配置や支援内容のアドバイス等を行う虐待対応強化支援員又は心理担当職員の配置に 要する費用の補助を行った。	児童虐待・DV対策等総合支 援事業 18,266 百万円 の内数		
	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (再掲)	要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、要保護児童対策調整機関職員や ネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取 組を実施した。	子ども・子育て支援交付金 145,345 百万円 の内数	子ども・子育て支援交付金 (第1次補正) 16,539 百万円 の内数	
	児童相談所体制整備事業	高度な専門性を持った学識経験者や警察官OB等の実務経験者からの援助を受けること による児童相談所における権利擁護機能の強化、市町村に対する後方支援の観点から市町 村への相談支援体制の強化、児童相談所が夜間休日を問わずいつでも相談に応じられる 体制や相談に係る多様な選択等の整備、児童相談所と医療機関の連携体制の充実を図 る取組を実施した。	児童虐待・DV対策等総合支 援事業 18,266 百万円 の内数		
	児童相談所設置促進事業	児童相談所の設置を目指す中核市、施行時特例市及び特別区に対する設置準備に係る 費用の補助や、都道府県の中核市、施行時特例市及び特別区に対する協力を促進するた めの職員派遣費用に対する支援を行うことで、児童相談所の設置を促す取組を実施した。	児童虐待・DV対策等総合支 援事業 18,266 百万円 の内数		
	児童福祉司等専門職採用活動支援事業	児童相談所等への児童福祉司等の専門職の採用活動を行う者の配置や民間委託により、 学生向けセミナー、インターンシップ、採用サイト、合同説明会ブースなどの企画や、採用 予定者に対する研修などの専門職確保のための採用活動等の取組を実施した。	児童虐待・DV対策等総合支 援事業 18,266 百万円 の内数		
	児童虐待防止対策支援事業(児童虐待防止 対策研修事業)	児童虐待の早期対応・早期発見、対応職員の専門性強化を図るため、児童福祉法に規定 された研修等を実施することにより、児童虐待に携わる職員の資質の向上を図る取組を実 施した。	児童虐待・DV対策等総合支 援事業 18,266 百万円 の内数		
	虐待・思春期問題情報研修センター事業	児童相談所・市町村・児童福祉施設等の児童虐待問題へ対応する機関において指導的立 場にある職員等に対して、実践的な知見技術の習得等を目的とした研修事業を子どもの虹 情報研修センターで実施している。また、事業を拡充し、令和元年度より、全国2箇所目研 修拠点として、西日本こども研修センターあかしが研修事業を実施した。	児童虐待・DV対策等総合支 援事業 18,266 百万円 の内数		
	法的対応機能強化事業	弁護士等による司法的な調整や援助を得ることにより、児童相談所の援助を円滑かつ適 切に行うことができる体制の整備を図る取組を実施した。	児童虐待・DV対策等総合支 援事業 18,266 百万円 の内数		
	児童の安全確認等のための体制強化事業	児童相談所又は市町村において、非常勤の安全確認等対応職員や事務処理対応職員を 配置することにより、児童虐待の通告を受けた際の子どもの安全確認等の体制を強化する ための取組を実施した。	児童虐待・DV対策等総合支 援事業 18,266 百万円 の内数	児童虐待・DV対策等総合支 援事業(第2次補正) 983 百万円	
	市町村相談体制整備事業(再掲)	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通 所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的な ソーシャルワーク業務を実施した。	児童虐待・DV対策等総合支 援事業 18,266 百万円 の内数		
(ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化等 の推進) ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応する ため、適切な支援メニューをワンストップで提供する体制や毎 年8月の児童扶養手当の現況届の時期等における集中相談 体制の構築を整備する。また、ひとり親等の事務手続きにかか る負担軽減のため、児童扶養手当等に係る各種手続きにおい て、地方公共団体における公簿等による確認やマイナンバー による情報連携を活用した添付書類の省略の推進等に努め る。	相談窓口のワンストップ化の促進(再掲)	母子・父子自立支援員に加え、新たに就業支援専門員を配置することで、相談窓口を強化 し、ひとり親家庭に対して総合的・包括的な相談支援を実施した。	母子家庭等対策総合支援事業 13,212 百万円 の内数	母子家庭等対策総合支援事 業(第1次補正) 130 百万円 の内数	
			母子家庭等対策総合支援事 業(第2次補正) 136,234 百万円 の内数		
			母子家庭等対策総合支援事 業(第3次補正) 466 百万円 の内数		
	感染予防に配慮したひとり親家庭に対する相 談支援体制強化事業	社会的に孤立しがちなひとり親家庭等からの相談に対応するため、新型コロナウイルス感 染症の感染防止に配慮した相談支援体制の構築・強化を図った。		母子家庭等対策総合支援事 業(第2次補正) 136,234 百万円 の内数	

大綱に記載の重点事項	施策	令和2年度実施状況	令和2年度当初予算	令和2年度補正予算	令和2年度予備費
	ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業	ひとり親家庭が必要な支援に繋がり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、IT機器等の活用を始めとしたひとり親のワンストップ相談体制の構築・強化をモデル的に実施し、その取組の横展開を図った。(実施自治体数:3自治体)		母子家庭等対策総合支援事業(第3次補正) 466百万円の内数	
	社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業	受給者情報(年金の受給情報等)の円滑な把握(一括情報照会等)や、毎年6月に実施されるデータ標準レイアウトの改訂に対応するため、児童扶養手当システム等の改修を行うことにより、マイナンバー制度を活用した情報連携を推進した。	母子家庭等対策総合支援事業 13,212百万円の内数		
(生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進) 生活困窮者自立相談支援事業の支援員等と、ひとり親家庭の相談に対応する母子・父子自立支援員等の連携等により、各種支援に適切につなげる体制の充実を図る。また、生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの支援相談の窓口が連携した好事例を周知する。	生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進	平成31年3月29日に発出した「『生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭等福祉対策及び児童福祉施策との連携について』の一部改正について」に基づき、生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向け施策の連携を図った。	-	-	-
(相談職員の資質向上) 生活困窮世帯への支援については、生活困窮者自立支援制度における相談員等の質を確保するため、生活困窮者自立相談支援機関の支援員向けの研修を実施する。また、生活保護世帯への支援については、支援に当たる職員の資質の向上を図るため、ケースワーカーや就労支援員等に対する研修を行う。 あわせて、ひとり親家庭への支援については、それぞれの家庭の状況に応じた適切な支援の実施に向けて、ひとり親家庭の相談に対応する母子・父子自立支援員や、ひとり親の実情に応じた自立支援プログラムを策定する母子・父子自立支援プログラム策定員に対する研修等を実施し、ひとり親家庭の相談関係職員の専門性の向上を図る。 さらに、児童思春期における心の問題に対応できる専門家(医師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師等)を養成するため、思春期精神保健対策研修を行う。	生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業	生活困窮者自立支援制度における相談員等の質を確保するための研修等を行った。	67百万円		
	ひとり親家庭等の相談関係職員等の資質向上	相談関係職員の人材の確保や資質の向上のための研修機会の充実等を図った。	母子家庭等対策総合支援事業 13,212百万円の内数	母子家庭等対策総合支援事業(第1次補正) 130百万円の内数	
				母子家庭等対策総合支援事業(第2次補正) 136,234百万円の内数	
				母子家庭等対策総合支援事業(第3次補正) 466百万円の内数	
		生活保護受給世帯の支援に当たる職員の資質向上を図るための研修等を行う。 令和3年1月13日～3月31日に生活保護受給者の自立支援に係る事業の中心的役割を担う生活保護担当ケースワーカー等を対象として、生活保護担当ケースワーカー全国研修会をオンラインにて開催した。(平均視聴回数1,130回/1テーマ当たり)	被保護者就労準備支援等事業 2,770百万円の内数	被保護者就労準備支援等事業(第2次補正) 2,569百万円の内数	
	母子・父子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当受給者の自立・就業支援のために活用すべき自立支援プログラムを策定し、母子家庭等就業・自立支援センターやハローワーク等との連携のもと、プログラムに基づいた支援を実施した。	母子家庭等対策総合支援事業 13,212百万円の内数	母子家庭等対策総合支援事業(第1次補正) 130百万円の内数	
				母子家庭等対策総合支援事業(第2次補正) 136,234百万円の内数	
				母子家庭等対策総合支援事業(第3次補正) 466百万円の内数	
	思春期精神保健対策研修事業	児童思春期の心の問題に適切に対応できる専門家を養成するため、医師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師、児童指導員等に対し、児童・思春期精神保健の網羅的な系統講義やグループディスカッション等の実践的研修、「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」についての全般的研修を実施した。	こころの健康づくり対策事業 14百万円の内数		

Ⅱ 子供の貧困対策の実施状況

3 生活の安定に資するための支援

大綱に記載の重点事項	施策	令和2年度実施状況	令和2年度当初予算	令和2年度補正予算	令和2年度予備費	
(1)職業生活の安定と向上のための支援						
(所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現) 働いている母子世帯の母の約半数はパート・アルバイト等の不安定な就労形態にあり、職業生活の安定と向上のための支援が重要である。 中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に積極的に取り組むとともに、最低賃金については、近年、年率3%程度を目途として引き上げられてきたことを踏まえ、景気や物価動向を見つつ、地域間格差にも配慮しながら、これらの取組とあわせて、より早期に全国加重平均が1000円になることを目指す。 長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、同一労働同一賃金の導入等、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保を着実に推進すべく、働き方改革関連法の円滑な施行を進める。 育児休業、子の看護休暇や育児のための短時間勤務制度等、仕事と両立して安心して子供を育てられる労働環境の整備を引き続き図る。	最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業	最低賃金の引上げに向けた環境整備として生産性向上に資する設備・器具の導入等を行い、事業場内の最低賃金を引き上げた場合に、設備投資等に要した費用の一部を助成した。	中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金 1,087百万円の内数	中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(第3次補正) 1,377百万円の内数		
	過重労働の解消と仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し	「働き方改革」に取り組む中小企業事業主等への支援事業を実施するとともに、労働時間等設定改善法に基づき、企業等に対する支援事業を実施し、労使の自主的取組を促進することにより、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等、労働時間等の設定の改善に向けた取組の推進を図った。また、生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業・小規模事業者や、傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を行った。	17,743百万円	(第1次補正) 315百万円	(第2次補正) 361百万円	
	パートタイム・有期雇用労働対策の総合的な推進	令和2年4月(中小企業においては令和3年4月より適用)から施行されたパートタイム・有期雇用労働法の着実な履行の確保を図るため、都道府県労働局に配置した雇用均等指導員によるパートタイム・有期雇用労働者の雇用管理改善に向けた事業主への助言・指導等や、事業主の自主的な取組を促進するための事業、職務分析・職務評価の導入支援、普及促進を行う事業を実施し、均等・均衡待遇の確保等を推進した。	パートタイム・有期雇用労働者活躍推進事業 パートタイム・有期雇用労働者活躍推進に関する総合的情報提供事業 職務分析・職務評価普及事業 パートタイム・有期雇用労働者均等待遇推進事業	1,060百万円の内数		
	労働者派遣事業等の適正な運用の確保	令和2年4月に施行される改正労働者派遣法において、通常の労働者との間の不合理と認められる待遇の相違の禁止等に係る規定が定められており、派遣元事業主に派遣労働者の待遇確保に係る措置を講じる義務が生じるため、派遣元事業主や派遣先が、確実に改正法の内容を履行できるように環境を整備することを推進した。	労働者派遣事業等の適正な運用の確保等に関する事業	2,563百万円の内数		
	育児・介護休業法対策推進費	育児・介護休業法の円滑な施行を図るため、法の周知徹底や、事業主の啓発・指導等を行った。	15百万円			
	次世代育成支援対策に必要な経費	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定、届出等に関する周知や支援等を行った。	23百万円			
	両立支援等助成金(介護離職防止支援コース除く)の支給	働き続けながら子育てを行う労働者の雇用の継続を図るための職業環境整備に取り組む事業主に対し、助成金の支給を行った。	12,654百万円			
	仕事と家庭両立支援事業費	働き続けながら子育てを行う労働者の雇用の継続を図るため、企業における仕事と家庭を両立できる環境整備を支援するための取組を行った。	1,024百万円			

大綱に記載の重点事項	施策	令和2年度実施状況	令和2年度当初予算	令和2年度補正予算	令和2年度予備費	
(2)ひとり親に対する就労支援						
(ひとり親家庭の親への就労支援) マザーズハローワーク等において、ひとり親を含む子育て女性等に対するきめ細かな就職支援を実施する。 また、ひとり親家庭の親等の就労支援に資する職業訓練やトライアル雇用助成金等の各種雇用関係助成金の活用を推進する。 さらに、就職に有利になる資格の取得や主体的な能力開発の取組を促進し、生活の安定を図るため、ひとり親家庭の保護者に対する高等職業訓練促進給付金等や自立支援教育訓練給付金により、ひとり親家庭の生活の安定に資する就業に向けた資格取得を促進する。 その上、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の規定を踏まえ、予算の適正な使用に留意しつつ、母子福祉団体等からの物品及び役務の優先調達に努めることで、引き続き就労機会の確保を図っていく。	マザーズハローワーク事業	マザーズハローワーク等において、ひとり親を含む子育て中の女性等に対するきめ細かな就職支援を実施した。	マザーズハローワーク事業 4,012 百万円の内数			
	ひとり親家庭の親に対する就業支援	児童扶養手当受給者の自立・就業支援のために活用すべき自立支援プログラムを策定し、母子家庭等就業・自立支援センターやハローワーク等との連携のもと、プログラムに基づいた支援を実施した。	母子家庭等対策総合支援事業 13,212 百万円の内数	母子家庭等対策総合支援事業(第1次補正) 130 百万円の内数 母子家庭等対策総合支援事業(第2次補正) 136,234 百万円の内数 母子家庭等対策総合支援事業(第3次補正) 466 百万円の内数		
	ひとり親家庭の親に対する職業訓練	母子家庭の母等を含めた離職中の方が就職又は再就職に必要な技能及び知識を習得するため職業訓練を実施した。 また、育児等で離職した女性の再就職が円滑に進むよう、短時間の訓練コースの設定や託児サービス付き訓練コースの設定を行った。	公的職業訓練関連予算 86,365 百万円の内数	公的職業訓練関連予算(第1次補正) 5,153 百万円の内数		
	トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)	引き続き、母子家庭の母等について、トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)の活用を推進した。	トライアル雇用助成金(一般トライアルコース) 1,202 百万円の内数			
	特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)	引き続き、母子家庭の母等について、特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)の活用を推進した。	特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース) 47,699 百万円の内数			
	ひとり親家庭への高等職業訓練促進給付金等の支給	看護師等の養成機関における修業期間における生活費の負担軽減のために一定期間、高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、入学金の負担を軽減するための高等職業訓練修了支援給付金を支給した。	母子家庭等対策総合支援事業 13,212 百万円の内数	母子家庭等対策総合支援事業(第1次補正) 130 百万円の内数 母子家庭等対策総合支援事業(第2次補正) 136,234 百万円の内数 母子家庭等対策総合支援事業(第3次補正) 466 百万円の内数		
	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金を活用して就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の自立の促進を図るため、高等職業訓練促進資金を貸し付ける事業を実施した。		-	-	-
	ひとり親家庭への自立支援教育訓練給付金の支給	ひとり親に対して教育訓練講座の受講費用の一部を支給した。	母子家庭等対策総合支援事業 13,212 百万円の内数	母子家庭等対策総合支援事業(第1次補正) 130 百万円の内数 母子家庭等対策総合支援事業(第2次補正) 136,234 百万円の内数 母子家庭等対策総合支援事業(第3次補正) 466 百万円の内数		

大綱に記載の重点事項	施策	令和2年度実施状況	令和2年度 当初予算	令和2年度 補正予算	令和2年度 予備費
	ひとり親家庭の在宅就業の推進	在宅での就業を希望する者や在宅就業において必要とされるスキルアップを希望する者等を対象としたセミナーの開催、在宅で就業する者同士の情報共有に資するためのサロン事業などを行い、在宅就業希望者等に必要な支援を行った。	母子家庭等対策総合支援事業 13,212 百万円 の内数	母子家庭等対策総合支援事業(第1次補正) 130 百万円 の内数 母子家庭等対策総合支援事業(第2次補正) 136,234 百万円 の内数 母子家庭等対策総合支援事業(第3次補正) 466 百万円 の内数	
	母子・父子福祉団体等からの物品・役務の調達	地方公共団体に、母子・父子福祉団体等の事業発注の機会の増大が図られるよう周知を図り、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子・父子福祉団体等から物品及び役務を調達するよう努めた。	-	-	-
(ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立) ひとり親家庭に対する家庭生活支援員の派遣による家事援助や未就学児の保育等のサービスの提供、児童養護施設等で一時的に子供を預かるショートステイ事業やトワイライトステイ事業等、親の職業と家庭の両立に必要な場合や、保護者の疾病や育児疲れ等により一時的に子供を養育することが困難になった場合に活用可能な支援を推進する。(再掲)	ひとり親家庭等日常生活支援事業(再掲)	母子家庭、父子家庭及び寡婦が、家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員の派遣等により児童の世話等を行うことで、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活することができる事業を実施した。	母子家庭等対策総合支援事業 13,212 百万円 の内数	母子家庭等対策総合支援事業(第1次補正) 130 百万円 の内数 母子家庭等対策総合支援事業(第2次補正) 136,234 百万円 の内数 母子家庭等対策総合支援事業(第3次補正) 466 百万円 の内数	
	一時預かり事業(再掲)	日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業。 令和2年度予算では、利用児童数900人未満の施設等の補助基準額を拡充するとともに、0.3兆円超メニューの事務経費補助や障害児、多胎児を預かる場合の加算の創設。 その他、次世代育成支援対策施設整備交付金のメニューに一時預かり事業の整備費を追加した。	子ども・子育て支援交付金 145,345 百万円 の内数	子ども・子育て支援交付金(第1次補正) 16,539 百万円 の内数 子ども・子育て支援交付金(第3次補正) 6,524 百万円 の内数	
	子育て短期支援事業(再掲)	保護者の疾病その他の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、これらの子どもを児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育園、ファミリーホーム等で一定期間、養育・保護を行う短期入所生活援助(ショートステイ)事業、夜間養護等(トワイライトステイ)事業を実施した。	子ども・子育て支援交付金 145,345 百万円 の内数	子ども・子育て支援交付金(第1次補正) 16,539 百万円 の内数 子ども・子育て支援交付金(第3次補正) 6,524 百万円 の内数	

大綱に記載の重点事項	施策	令和2年度実施状況	令和2年度当初予算	令和2年度補正予算	令和2年度予備費
(ひとり親家庭の親の学び直しの支援) ひとり親家庭の親が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受け、これを修了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支給する事業を継続して実施する。 また、生活保護を受給しているひとり親家庭の親が、高等学校等に就学する場合には、一定の要件の下、就学にかかる費用(高等学校等就学費)を支給することで、親の学び直しを図っていく。	ひとり親家庭の高等学校卒業程度認定試験の合格支援	高等学校卒業程度認定試験のための講座の受講費用の一部を講座修了時及び試験合格時に支給した。	母子家庭等対策総合支援事業 13,212 百万円の内数	母子家庭等対策総合支援事業(第1次補正) 130 百万円の内数	
	生活保護制度における高等学校等就学費	高等学校等を卒業することが自立助長に効果的である場合において、入学考査料、入学金、授業料、教材費、クラブ活動費等に係る費用について支給した。 また、令和2年5月より、学校教育においてオンライン学習に必要な場合には、そのための通信費を実費で支給することとした。	生活保護費負担金 2,821,866 百万円の内数	母子家庭等対策総合支援事業(第2次補正) 136,234 百万円の内数	母子家庭等対策総合支援事業(第3次補正) 466 百万円の内数
(企業表彰) 子育てと就業の両立が難しい等の理由で就業が困難なひとり親家庭の親を多数雇用している企業等を表彰することで、ひとり親家庭の親が働きやすい環境を整備するとともに、就業促進に向けた社会的機運を高める。	母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援を図る優良企業等の表彰	母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援に積極的に取り組んでいる企業や団体を毎年表彰した。(令和2年度実績:4企業)	-	-	-
(3)ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援					
(就労機会の確保) 低所得で生活が困難な状態にある世帯の生活困窮者の就労支援に資する特定求職者雇用開発助成金及びトライアル雇用助成金の活用を推進する。また、求職者支援訓練により、これまで専業主婦であった人等も含め、就職に必要な技能及び知識を習得できるよう、訓練機会の提供を行う。 加えて、生活困窮者や生活保護受給者への就労支援については、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援等きめ細かい支援を実施する。また、生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合の就労自立給付金の支給を行う。	特定求職者雇用開発助成金(生活保護受給者等雇用開発コース)	生活保護受給者等を公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し助成を行った。	特定求職者雇用開発助成金(生活保護受給者等雇用開発コース) 172 百万円の内数		
	トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)(再掲)	引き続き、生活困窮者等について、トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)の活用を推進した。	トライアル雇用助成金(一般トライアルコース) 1,202 百万円の内数		
	ひとり親家庭の親に対する職業訓練(再掲)	母子家庭の母等を含めた離職中の方が就職又は再就職に必要な技能及び知識を習得するため職業訓練を実施した。 また、育児等で離職した女性の再就職が円滑に進むよう、短時間の訓練コースの設定や託児サービス付き訓練コースの設定を行った。	公的職業訓練関連予算 86,365 百万円の内数	公的職業訓練関連予算(第1次補正) 5,153 百万円の内数	
	生活困窮者就労準備支援事業(再掲)	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者のうち就労に向けた準備が必要な者を対象に、一般就労に向けた支援を行った。(実施自治体数542/905)	生活困窮者等に対する自立支援策 48,932 百万円の内数	生活困窮者等に対する自立支援策(第3次補正) 14,000 百万円の内数	
	生活保護受給者に対する就労支援	生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合に就労自立給付金を支給した。	生活保護費負担金 2,821,866 百万円の内数		
(親の学び直しの支援) キャリアプランの再設計、リカレント教育、その成果を生かしたキャリアアップや雇用機会の確保といった一連のプロセスを総合的に支援する一環として、キャリアコンサルティングを定期的に受けられる仕組みの普及に取り組む。	キャリアコンサルティングを定期的に受けられる仕組みの普及	高齢期を見据えたキャリアプランの再設計や、労働者が企業内で定期的にキャリアコンサルティングを受ける仕組みの導入等を支援する拠点を整備し、全国でサービスを提供した。	キャリア形成サポートセンター事業 2,107 百万円の内数		
(非正規雇用から正規雇用への転換) 非正規雇用労働者のキャリアアップを支援するキャリアアップ助成金についても引き続き活用を促進する。	キャリアアップ助成金	非正規雇用労働者のキャリアアップを支援するキャリアアップ助成金について、引き続き活用を促進した。	キャリアアップ助成金(正社員化コース) 112,070 百万円の内数		

Ⅱ 子供の貧困対策の実施状況

4 経済的支援					
大綱に記載の重点事項	施策	令和2年度実施状況	令和2年度当初予算	令和2年度補正予算	令和2年度予備費
(児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施) 児童手当法に基づく児童手当の支給を着実に実施する。また、児童扶養手当については、平成28年児童扶養手当法改正による児童扶養手当の多子加算額の増や、平成30年児童扶養手当法施行令改正による全部支給所得制限限度額引上げを踏まえた手当の支給について、着実に実施する。さらに、令和元年11月からの支払回数の方3回から年6回への見直しについて、事務の円滑な履行に努める。	児童手当の支給	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行った。	1,326,160 百万円		
	児童扶養手当の支給	離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図った。	159,875 百万円		
—	子育て世帯への臨時特別給付金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当(本則給付)を受給する世帯(0歳～中学生のいる世帯)に対し、臨時特別の給付金(一時金)の支給を行った。 <支給内容> 対象児童一人につき1万円		(第1次補正) 165,374 百万円	
—	低所得のひとり親世帯に対する臨時特別給付金の支給	新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、こうした世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、①児童扶養手当受給者、②公的年金給付等受給者、③家計急変者を対象に、ひとり親世帯臨時特別給付金の支給を実施した。 <支給内容> ・基本給付:5万円+第2子以降、1子当たり3万円 ・追加給付:収入減少世帯に5万円(①②のみ、③は対象外) ・基本給付の再支給:上記基本給付に同じ		(第2次補正) 136,479 百万円	(予備費) 73,690 百万円
—	未婚のひとり親に対する所得税控除及び個人住民税控除	全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するため、令和2年度税制改正において、未婚のひとり親を含む全てのひとり親家庭に対し、ひとり親控除(所得税:35万円、個人住民税:30万円)を適用する改正が実施された。同控除は令和2年分以後の所得税に対して適用される(個人住民税については令和3年度分以後の税に対して適用)。	-	-	-
(養育費の確保の推進) 債務名義を有する債権者等が強制執行の申立てをする準備として債務者の財産に関する情報を得やすくするため、民事執行法の改正により、現行の財産開示手続をより利用しやすく実効的なものにするるとともに、債務者の有する不動産、給与債権、預貯金債権等に関する情報を債権者以外の第三者から取得する手続を新設することとしたため、関係機関等にこれらの制度を周知する。 このほか、母子家庭等就業・自立支援センターや養育費相談支援センター等において、養育費に関する相談支援を行うなど、適切な施行を図っていく。また、養育費の取決めを促すため、地方公共団体における弁護士等による相談等の実施や、養育費相談支援センターにおいて、相談等に対応する人材養成のための研修、養育費に係る各種手続等に関するパンフレット等の作成等、養育費に関する相談支援を行う。さらに、離婚する当事者に対して養育費等の取決めの重要性や法制度を理解してもらうため、引き続き養育費等の取決めについて解説したパンフレットを市区町村の窓口において離婚届の用紙と同時に交付する。	養育費相談支援の実施	養育費相談支援センターで、養育費相談にあたる人材養成のための研修や、養育費の取決めや面会交流の支援に関する困難事例への対応等を行うことにより、ひとり親家庭の自立の支援を図った。	55 百万円		
	養育費等支援事業	母子家庭の母等の養育費の確保のため、身近な地域での養育費の取り決めなどに関する専門知識を有する相談員や弁護士を配置し、相談対応や、継続的な生活支援を必要としている家庭への支援を総合的に行った。	母子家庭等対策総合支援事業 13,212 百万円の内数	母子家庭等対策総合支援事業 (第1次補正) 130 百万円の内数 母子家庭等対策総合支援事業 (第2次補正) 136,234 百万円の内数 母子家庭等対策総合支援事業 (第3次補正) 466 百万円の内数	

大綱に記載の重点事項	施策	令和2年度実施状況	令和2年度当初予算	令和2年度補正予算	令和2年度予備費
	離婚前後親支援モデル事業	離婚協議開始前の父母等に対して、離婚が子どもに与える影響、養育費や面会交流の取り決めや離婚後の生活を考える機会を提供するため、「親支援講座」の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等を行った。 「親支援講座」に加え、地方自治体が養育費の履行確保等に資するものとして先駆的に実施する事業(公正証書作成への支援による養育費の取り決めを促進する事業等)に対する補助を行った。	母子家庭等対策総合支援事業 13,212 百万円の内数	母子家庭等対策総合支援事業(第1次補正) 130 百万円の内数 母子家庭等対策総合支援事業(第2次補正) 136,234 百万円の内数 母子家庭等対策総合支援事業(第3次補正) 466 百万円の内数	
	養育費等の取決めについて解説したパンフレット(合意書のひな形を含む。)の離婚届書との同時交付	父母の離婚時における養育費及び面会交流の取決め等について解説するパンフレット(「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」)を作成し各市町村へ配布する取組や、養育費の重要性や取決め方法などを分かりやすく説明した動画の制作、離婚届書の標準様式の変更による参考情報の提供の充実、ウェブサイト「離婚を考えている方へ～離婚をするときに考えておくべきこと～」の更新を通じて、周知活動を行った。	5 百万円		
(教育費負担の軽減) 全ての意思ある子供が安心して教育を受けられるよう、就学援助、高校生等奨学給付金、高等教育の修学支援新制度の実施等により、修学に係る経済的負担の軽減を図る。(再掲)	要保護児童生徒に対する就学援助(再掲)	義務教育の円滑な実施に資することを目的として、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者等に対し、修学旅行費等必要な援助を行った。 前年度に引き続き、就学援助については、国庫補助事業を適切に実施するとともに、新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施を含む、就学援助の実施状況等を調査した。さらに、「就学援助ポータルサイト」において、令和元年度・令和2年度に実施した調査の集計結果等を公表するとともに、通知や会議等により、就学援助の適切な運用、きめ細かな広報等の取組を促した。	626 百万円		
	高校生等奨学給付金(再掲)	全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金により支援を行った。 また、令和2年度には、非課税世帯における給付額の増額を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、家計急変世帯への支援の創設や必要な教育費の追加支援を行った。	13,610 百万円	(第3次補正) 10,198 百万円	
	高等教育の修学支援(無利子奨学金の充実)(再掲)	無利子奨学金について、意欲のある学生等が経済的理由により進学を断念することがないように、貸与基準を満たす希望者全員(貸与人員518,000人)に対する貸与を着実に実施した。	94,075 百万円	(第3次補正) 9,024 百万円	
	高等教育の修学支援(授業料等減免・給付型奨学金)(再掲)	「大学等における修学の支援に関する法律」(令和元年法律第8号)に基づき、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう、高等教育の修学支援(授業料等減免、給付型奨学金)を着実に実施(内閣府計上)。令和2年度においては、約27.2万人に支援を実施。	488,176 百万円		

Ⅲ子供の貧困に関する調査研究等

大綱に記載の重点事項	施策	令和2年度実施状況	令和2年度当初予算	令和2年度補正予算	令和2年度予備費
1 子供の貧困の実態等を把握するための調査研究					
子供たちが置かれる貧困の実態や、そのような子供たちが実際に受けている各種の支援の実態の把握を継続的に実施する。また、地方公共団体も含めた施策の実施状況や地域における支援活動の状況、国内外の調査研究等に関する情報収集を引き続き実施する。	子供の貧困対策に関する調査研究の実施	令和元年6月の子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正に伴う国会附帯決議において、「子どもの貧困に関する調査が全国的に実施されるよう努める」こととされたことを受け、子供たちが置かれる貧困の実態に関する全国調査を試行的に実施した。	23 百万円	(第3次補正) 13 百万円	
	子供の貧困対策に資する調査研究等事業の推進	今後のひとり親家庭に対する支援の検討に資するよう、調査研究等を実施した。	53 百万円		
2 子供の貧困に関する指標に関する調査研究					
子供の貧困に関する指標については別添に掲載しているところであるが、子供の貧困対策を今後更に適切に推進していくため、既存の公的統計の見直しや改善も含め、指標の在り方については引き続き検討を進めていく。新たな調査を実施する場合には、単なる実態の記述だけではなく、世帯の経済状況が子供にどのような影響を与えているかという視点を含めて、子供の貧困の実態が明らかになるような調査を検討する。また、政策の効果が生じるプロセスを明確にし、支援が確実に届いているかも含め、取組に対する効果を見るなどのプロセス評価も視野に入れた調査研究を検討する。	子供の貧困対策に関する調査研究の実施(再掲)	令和元年11月に策定した子供の貧困対策に関する大綱において、子供の貧困に関する指標を拡充し計39指標とし、それら指標の推移を把握した上で、子供の貧困対策に関する有識者会議において報告・議論した。	23 百万円	(第3次補正) 13 百万円	
3 地方公共団体による実態把握の支援					
地方公共団体における子供の貧困対策の企画・立案、実施に資するため、子供の貧困の状況に関する地域別データの把握・提供に努める。また、各地方公共団体が実施する子供の貧困に関する実態調査について、各地域において適切に実態を把握できるよう、調査項目を共通化するなどにより比較可能なものとするとともに、全国的な実施に向けた検討を行う。	子供の貧困対策に関する調査研究の実施(再掲)	地方自治体の職員を対象とした研修会を開催した。研修会においては、地方自治体による子供の貧困対策の好事例を紹介するとともに、自治体が各地域の子供の貧困の状況について適切に実態を把握できるよう、内閣府が作成した子供たちが置かれる貧困の実態に関する子供・親向けアンケート調査の共通調査項目の例を周知した。	23 百万円	(第3次補正) 13 百万円	

IV施策の推進体制等

大綱に記載の重点事項	施策	令和2年度実施状況	令和2年度当初予算	令和2年度補正予算	令和2年度予備費
1 国における推進体制					
<p>本大綱に基づく施策を総合的に推進するため、引き続き、子どもの貧困対策会議を中心に、内閣総理大臣のリーダーシップの下、関係府省が連携・協力しつつ、施策相互の適切な調整を図り、政府が一体となって子供の貧困対策に取り組む。その際、同会議の事務局である内閣府を中心に、連携・推進体制の強化を図る。</p> <p>施策の推進に当たっては、子供の支援に関わる全ての政策分野との連携に留意する。特に、子供の貧困対策が児童虐待の予防にも資するとの観点から児童虐待防止対策分野との連携を図るとともに、子供が成長し安定した生活を営めるようになるまで支援を行う観点から、青少年育成支援分野等との緊密な連携を図る。また、子供やその家族の状況に応じ、障害者支援施策や在留外国人への支援施策、配偶者からの暴力被害者支援施策等との連携にも留意する。</p>	子どもの貧困対策会議経費	「子供の貧困対策に関する有識者会議」を開催し、施策の実施状況や対策の効果等の検証・評価を行った。	7 百万円		
	ひきこもり等児童福祉対策事業	ひきこもり等の状態にある子どもやその家庭に対し、児童相談所や児童養護施設等の機能を活用し、総合的な援助を行う事業等に要する費用を補助した。	児童虐待・DV対策等総合支援事業 18,266 百万円の内数		
	DV被害者等セーフティネット強化支援パイロット事業	DVや児童虐待の被害者を母子一体で受け入れる体制の整備など、民間シェルター等が地方公共団体と連携して行う先進的取組を支援した。	250 百万円	(第3次補正) 107 百万円	
	女性に対する暴力被害者のための官官・官民連携促進事業	官民の配偶者暴力支援の関係者を対象としてオンライン研修教材の作成・提供を行った。研修項目に、児童虐待の特性やそれらの関連性をテーマとした内容を加えるとともに、研修の対象として、新たに児童相談所の職員を追加した。	21 百万円		
2 地域における施策推進への支援					
<p>子供の貧困対策を効果的に推進するためには、教育分野、福祉分野等の地域における多様な関係者等の連携・協力を得つつ、地域の実情に即した施策に取り組むことが重要である。改正後の法律において、市町村に対し子供の貧困対策についての計画の策定が努力義務とされたことも踏まえ、地域の実情を踏まえた計画が策定されるよう働きかけるとともに、市町村を含む地方公共団体において子供の貧困対策が実施されるよう、適切な支援を行う。さらに、法律に規定する教育の支援、生活の支援等4つの支援施策に加え、地域を基盤とした支援ネットワークの整備・活用に資する地方公共団体の取組を支援する。</p> <p>なお、沖縄における施策の推進に当たっては、沖縄における深刻な子供の貧困の実態やこれまでの実施状況等を踏まえつつ検討を進める。</p>	子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業	「地域子供の未来応援交付金」を78自治体に交付し、子供の貧困対策の推進に関する法律の改正によって努力義務化された市町村の計画策定や子供支援事業などの地域における子供の貧困対策の推進を引き続き支援した。また、コロナ禍で子供たちが孤独・孤立に陥らないよう、令和3年3月16日に決定された「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策」に基づき、「地域子供の未来応援交付金」について、自治体が子ども食堂などの子供の居場所づくりなどの事業をNPO等へ委託した場合の国の補助率を2分の1から4分の3に引き上げた。	151 百万円	(第3次補正) 150 百万円	(つながりの場づくり緊急支援事業) 1,365百万円
	子供の貧困対策に係る地方連携体制支援事業	子供の貧困対策の推進を図り、地方における連携体制を支援するための研修会を開催し、自治体の取組の好事例を紹介し、他の地域への波及を促進した。	6 百万円		
	子供・若者支援地域ネットワーク強化推進事業	子供・若者支援体制の整備のため、困難な状態にある子供・若者に対し、教育、福祉、保健、医療、雇用など地域における様々な機関がネットワークを形成して支援を行う「子ども・若者支援地域協議会」(以下「協議会」という。)の設置及びその機能向上を促進した。なお、令和3年1月1日現在、協議会は128の地域に設置されている。	13 百万円		

大綱に記載の重点事項	施策	令和2年度実施状況	令和2年度当初予算	令和2年度補正予算	令和2年度予備費
	地域における若者支援に当たる人材養成	子供・若者支援人材の養成のため、地域において相談業務や訪問支援(アウトリーチ)等に従事する者に対し、知識・技法の向上等に資する研修を実施した。	33 百万円		
	子ども・若者総合相談センター強化推進事業	子供・若者に関する相談にワンストップで応じる「子ども・若者総合相談センター」(以下「センター」という。)の地方公共団体における設置及びその機能向上を促進した。なお、令和3年1月1日現在、センターは96の地域に設置されている。	29 百万円		
	沖縄子供の貧困緊急対策事業	沖縄の子供の貧困対策の重要性に鑑み、引き続き居場所づくりや支援員の配置を実施するとともに、新たな課題への対応として、手厚い支援が必要な子供への支援の強化等を実施した。 ・ 支援員の配置 118人(令和3年3月現在) ・ 子供の居場所の運営支援 155箇所(令和3年3月現在)	1,437 百万円		
3 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開					
子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、「子供の未来応援国民運動」を通じ、国、地方公共団体、民間の企業・団体等によるネットワークを構築し、地方公共団体における取組や民間団体の支援活動の情報等の収集・提供や、子供の未来応援基金を通じた支援、民間企業と支援を必要とする民間団体のマッチング等、官公民の連携・協働プロジェクトを推進する。 また、このような取組について積極的に情報発信し、国民の幅広い理解の下、子供を社会全体で支援する機運を高めていく。 さらに、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づき、休眠預金等を子供及び若者の支援に係る活動、日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動等といった民間の団体が行う公益に資する活動に活用することとしており、同制度の円滑な運用に向けて政府として環境整備や積極的な広報等に努める。	官公民の連携プロジェクト・国民運動の展開	「子供の未来応援基金」については、令和2年8月24日から10月2日にかけて第5回未来応援ネットワーク事業の公募を行い、申請のあった327団体から、基金事業審査委員会による審査等を経て、96団体を選定し、令和2年1月に支援金の交付が決定された。 また、企業に自社のリソースを活用した国民運動への協力を呼び掛け、企業による基金への寄付協力の取組を促進した。 令和2年度は、子供の貧困対策に関するオンラインイベントを開催し、コロナ禍における子供の貧困の現状と対策について、SDGsの観点や実際の企業における取組事例を交え、企業・団体の有識者による講演・対談を行った。 さらに、「子供の未来応援マッチングネットワーク推進協議会」を通じてマッチングを推進した。	111 百万円		
		休眠預金等活用制度については、2019年度に本格運用が開始され、これまでの通常枠とは別に、2020年度には、新型コロナウイルス対応緊急支援枠を創設した。指定活用団体である一般財団法人日本民間公益活動連携機構(JANPIA)が、2020年度末までに資金分配団体80事業を採択、資金分配団体が実行団体400事業以上を採択しており、総事業規模が約190億円となっている。 政府が行う環境整備としては、2020年12月に休眠預金等を活用した社会課題解決をテーマにオンラインでシンポジウムを開催し、休眠預金等活用制度の周知に向けた各種情報発信を行うなど、積極的な広報を行った。	-	-	-

訂正箇所（令和4年7月29日訂正）

数値の一部について、令和4年7月29日付けで以下のとおり訂正いたしました。訂正以前に掲載していた数値を御利用いただいていた方々にはご迷惑をおかけし、お詫び申し上げます。なお、現在、ホームページに掲載している数値については、訂正が反映されています。

●14 ページ 施策「支援対象児童等見守り強化事業」の令和2年度補正予算額

- ・（誤）児童虐待・DV対策等総合支援事業（第2次補正）983 百万円の内数
↓
（正）児童虐待・DV対策等総合支援事業（第2次補正）3,091 百万円

- ・（誤）児童虐待・DV対策等総合支援事業（第3次補正）4,889 百万円の内数
↓
（正）児童虐待・DV対策等総合支援事業（第3次補正）3,615 百万円